

国土交通省
安全・安心のための
ソフト対策推進大綱
フォローアップ

平成19年6月
国土交通省

目 次

I. 序		1
1. フォローアップの経緯		1
2. フォローアップの方針		1
3. 追加施策		2
4. 大綱の進捗状況		2
5. 今後の課題		3
II. 個別施策の主な実績		5
1. 災害・事故時の情報提供		
○洪水等に関する防災情報体系の改善		5
○意味がわかりにくい図記号の解説		6
○道路の事前通行規制区間の規制開始・解除の見通し情報の提供		7
○未確認情報の提供（スピード重視の情報提供）		8
○緊急地震速報の提供		9
○台風情報の充実		10
○津波予報の精度向上と津波情報の充実化		11
○エレベーターの安全対策の強化		11
○一元的・リアルタイムな公共交通機関情報の提供		12
2. 平時における広報活動		
○ハザードマップの総合化		13
3. 事業継続計画への取組		
○国土交通省業務継続計画の策定		14
○民間企業によるBCP策定促進		17
4. 自助・共助・公助の機能強化～地域の防災力の再構築～		
○防災教育の強化		18
○水防活動の技術向上		19
○まるごとまちごとハザードマップの全国展開		19
○人員及び資機材に係る広域的な支援体制		20

III. フォローアップ一覧表

別紙参考資料

安全・安心のためのソフト施策推進大綱フォローアップ

I. 序

1. フォローアップの経緯

国土交通省は、平成18年6月に「国土交通省安全・安心のためのソフト対策推進大綱（以下「大綱」という。）」として、災害・事故時の情報・広報などソフト対策に関する「5つの改善」と、首都直下地震発生時の国土交通行政の業務継続や官民の協働について「5つの取組」を取りまとめ（概要は4Pを参照）、国民の生命財産を守り、安心を確保するため、大綱に盛り込まれた諸施策を着実に推進することとしている。

長野県、島根県、鹿児島県を中心に九州・山陰・近畿・北陸地方などの広範囲に及んだ平成18年7月豪雨、11月の北海道佐呂間町における竜巻、平成19年（2007年）能登半島地震など、大綱策定後も大きな被害をもたらす自然災害が頻発する中、これらの施策を今後も着実に推進していくためのスケジュールを明確にするとともに、国民の安全・安心をとりまく状況の変化に応じて既存の施策を点検し、迅速・的確に対処していく必要がある。

こうした状況を踏まえ、今回、大綱に盛り込まれた各施策の進捗状況についてフォローアップを行うとともに、国民の安全・安心を確保するための新たな取組みや今後の課題についても整理することとした。

2. フォローアップの方針

今回のフォローアップにおいては、達成に向けた道筋を明確にするため、達成年度及び各施策の複数年度にわたる実施のための年次割スケジュールを可能な限り明示するとの方針に基づき、Ⅲの「フォローアップ一覧表」を作成した。

また、大綱策定後の状況の変化等を踏まえ、関係者との調整や技術開発等に時間を要するなど止むを得ない場合においては、必要に応じて施策の内容及び達成に至るまでのスケジュールに変更を加えている。

なお、首都直下地震に対応するための国土交通省の業務継続計画（BCP）の策定については、大綱の策定にあたり一次的な検討作業を行っているが、今回個別業務の緊急度に応じた区分整理等について、バランスのとれた具体的な計画となるよう所要の精査・見直しを行っている。

3. 追加施策

今回のフォローアップでは、大綱に掲げていない施策についても、新たに2件の追加施策を「フォローアップ一覧表」に盛り込んでいる。

今回のフォローアップに盛り込んだ追加施策

1.	【改善1】(2)	④噴火時等の火山情報の改善
4.	【取組5】(4)	避難意思決定に関する研究

4. 大綱の進捗状況

大綱に掲げられている施策は全体で105件あり、このうち施策の実施時期が平成18年度となっている40件については、すべて大綱どおりに実施された。この40件は、施策の達成としての年限として定められた21件と検討開始など何らかの行動を行うものとして定められた19件で構成される(表1)。

表1 大綱において平成18年度に実施するとされている施策数等

大綱の施策数	105
うち、平成18年度に実施するとされている施策数	40
うち、平成18年度に達成するとされている施策数	21

また、105件のうち、達成年度を掲げた施策は63件あり、その年次割は表2のとおりである。

表2 大綱策定時の達成目標

達成年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度以降	計
大綱に達成年度が掲げられた施策数	1	21	15	11	15	63

ただし、この63件について、達成年度を掲げていない残り42件と今回追加した施策2件とともに、改めて達成年度を精査した結果、表3のとおり、平成17年度は1件、平成18年度は38件、平成19年度は27件、平成20年度は10件、平成21年度以降は31件と変更することとなった*。

※ これを原因別に類型化すると、次のとおり。

- i) スケジュールの前倒しによるもの：2件(下水・河川の連携による下水流出情報、水防警報等の伝達の迅速化)

ii) 関係者との調整等に時間を要するもの：1件（NPO等への災害対策機械の貸与）

iii) 技術開発等に時間を要するもの：2件（台風情報の充実、夜間等の被災情報の高度化）

今回新たに設定した達成年度目標に対する進捗状況は、平成19年6月時点で50件（47%）となっている。

表3 今回設定した達成目標

達成年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度 以降	計
大綱に達成年度が掲げられた施策の今回設定した達成年度別施策数	1	23	12	9	18	63
大綱に達成年度が掲げられていない施策の達成年度別施策数	0	15	15	1	11	42
小計	1	38	27	10	29	105
達成件数（達成率）	50（48%）		55			
今回追加した施策の達成年度別施策数	0	0	0	0	2	2
計	1	38	27	10	31	107
達成件数（達成率）	50（47%）		57			

5. 今後の課題

近年においても多くの人命や財産を奪う自然災害が頻発していることから、大綱に盛り込まれた施策を推進する一方で、防災・減災対策を更に確実なものとするため、情勢変化に柔軟かつ機動的に対応していかなければならない。

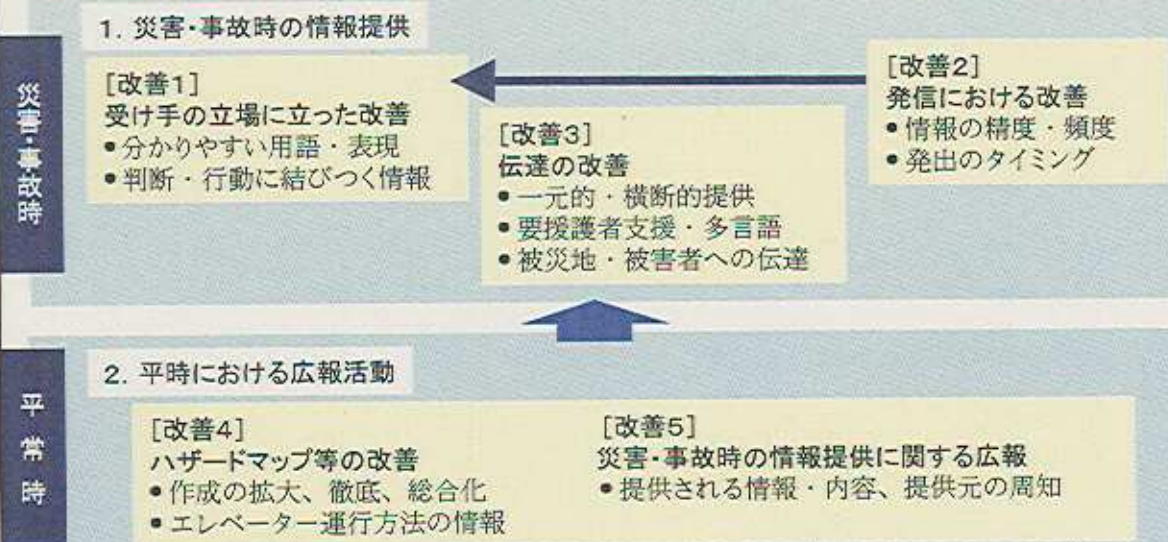
国土交通省自身の災害時の体制を維持するために、今般策定されたBCPについて訓練結果等を踏まえて必要な見直しを行うとともに、国民の安全・安心を確保するための他のソフト対策についても、技術の革新等に伴う社会状況の変化や国民のニーズを的確に捉え、ハード面やシステム面の対策とともに不断に改善を行い、スケジュールの前倒しを少しでも実現するよう努力することが必要である。

また、国の防災・減災対策を国民の避難行動に結びつけるためには、市町村や関係業界等と一体となって取組を進めなければ効果があがらないことから、関係者の多様な意見を汲み上げるとともに、国土交通省が実施する施策の広報・普及に努め、国民の間に安全・安心についての問題意識を醸成することが重要である。

国土交通省安全・安心のためのソフト対策推進大綱(概要)

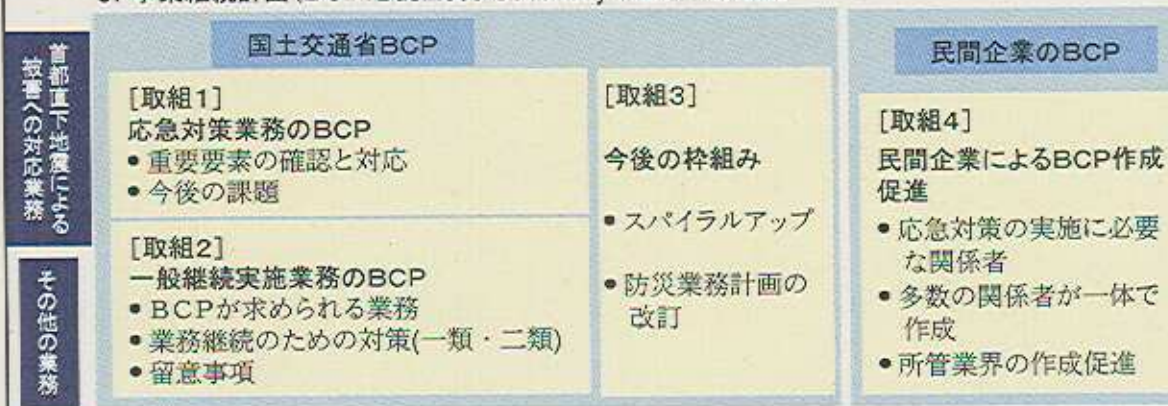
安全・安心を確実にしていくため、自然災害や事件・事故に対するハードを中心としたこれまでの対応に加え、情報、広報などのソフト対策について問題点を検討し、今後、取り組んでいくべき施策や方針を「5つの改善、5つの取組」としてとりまとめ

■ 情報・広報に関する横断的な総点検とこれに基づく「5つの改善」



■ 新たな領域に先進的に挑戦する等の「5つの取組」

3. 事業継続計画(BCP: Business Continuity Plan)への取組



4. 自助・共助・公助の機能強化

- [取組5]**
 地域の防災力の再構築
 ・水防体制、地震防災体制
 ・広域的な危機管理体制 等

Ⅱ. 個別施策の主な実績

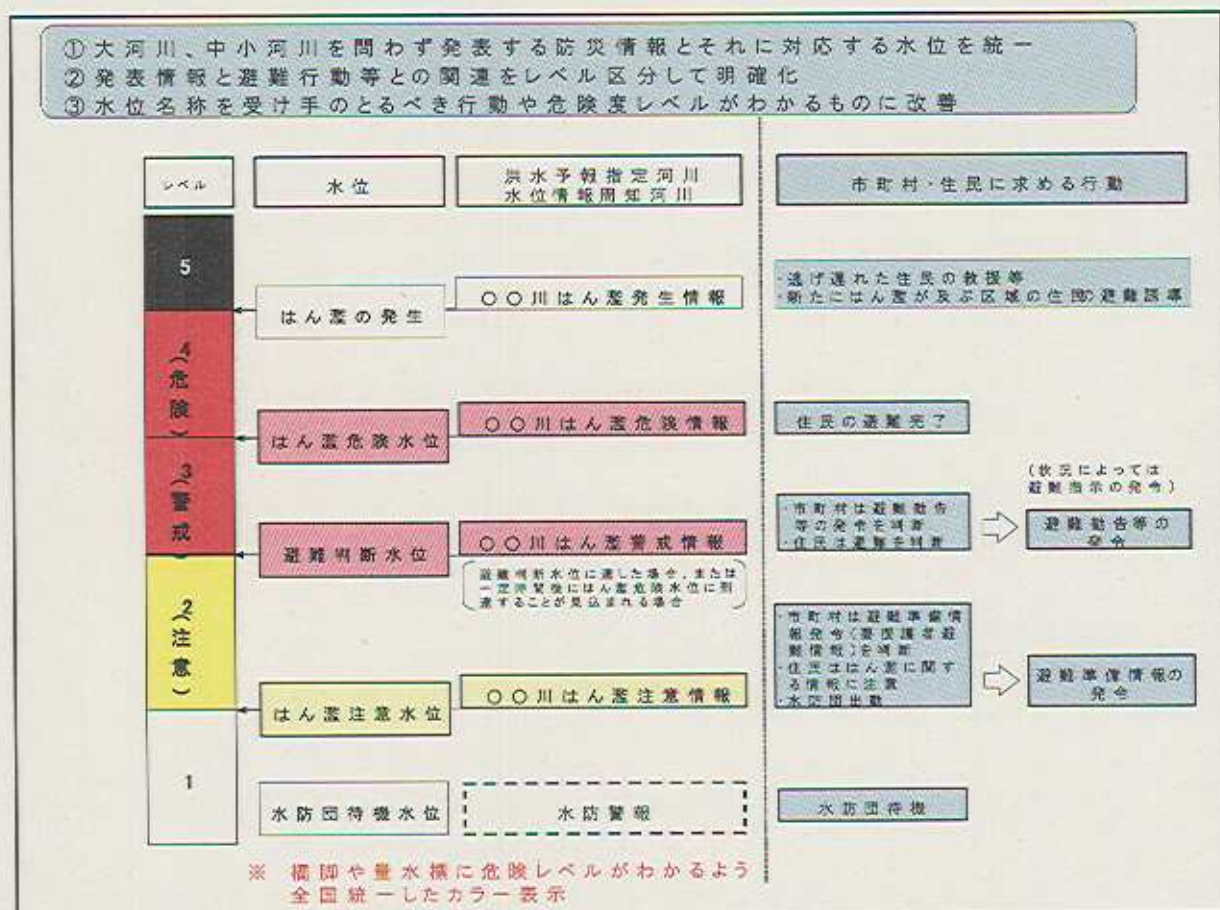
大綱策定後、平成19年6月までに講じられた施策のうち、主なものは以下のとおり。

1. 災害・事故時の情報提供

○ 洪水等に関する防災情報体系の改善

洪水時等の防災情報を市町村や住民の的確な判断や行動に結びつけるため、河川管理者等を通じて住民、市町村、報道機関等に対する周知を徹底した後、平成19年4月から新たな情報体系による運用を開始した。

具体的には、受け手が容易に理解できるよう防災用語を改善し、理解を助けるために伝達内容を充実させた。また、大河川と中小河川とで異なっていた防災情報とそれに対応する水位を統一するとともに、発表情報と住民の避難行動等との関連を明確化した。これを受けて、平成21年度までに約2200河川（洪水予報河川及び水位情報周知河川）において、避難に要する時間を見込んだ「避難判断水位」を設定する。



○ 意味がわかりにくい図記号の解説

道路管理者が設置する道路標識について使用している図記号のうち、道路利用者に意味が浸透していないものや意味がはっきりしないものを抽出するため、アンケートを実施した。

そのうち、標識の意味の説明が必要と判断されるものについて、平成19年3月からホームページにより標識の意味を分かりやすく説明している。

※ アクセス方法

URL : <http://www.mlit.go.jp/road/sign/sign/douro/road-sign-topics.htm>

【国土交通省】→【組織別情報】→【道路】→【道路技術基準・標識】→
【道路標識】→【こんな道路記号知っていますか】

意味がわかりにくい図記号の解説

道路管理者が設置する道路標識について、道路利用者に意味が浸透していないものや意味がはっきりしないものを抽出するためにアンケートを実施

➡

標識の意味の説明が必要と判断されるものについて、平成19年3月からHP上で説明している。

🌐 こんな道路標識知っていますか? - Netscape

こんな道路標識知っていますか?

警戒標識や規制標識にはこんなものもありますが、皆さん知っていますか?

標識	意味	設置場所	備考
 ロータリーあり	この先にロータリーがあり、視認が困難であるため車両の運転上注意が必要であることを指します。	ロータリーの手前30メートルから120メートルまでの地点における左側の路端。	
 落石のおそれあり	この先に路側より落石のおそれがあるため車両の運転上注意が必要であることを指します。なお、「落ちてくる石(岩)」もしくは「道路に落ちている石(岩)」の一方のみに対して注意が必要であるということではありません。	落石のおそれがあるため道路交通上注意の必要があると認められる地点の手前30メートルから200メートルまでの地点における左側の路端。	
 路面凹凸あり	この先に路面の凹凸があるため車両の運転上注意が必要であることを指します。なお、この標識は早急に修繕を行えない場合に応急的な措置として設置するものです。	路面に凹凸があるため車両の運転上注意の必要があると認められる箇所の手前30メートルから200メートルまでの地点における左側の路端。	※一部、抜粋

○ 道路の事前通行規制区間の規制開始・解除の見通し情報の提供

豪雨時の異常気象時における道路の事前通行規制区間*について、例えば、通行規制開始や解除の概ね1～2時間前を目安として、通行規制開始・解除の予測情報を道路情報板やラジオ、ホームページ等により提供する取り組みを全国の国管理の国道で平成18年度より実施している。

※ 大雨や台風等により土砂崩れや落石等のおそれがある箇所について、過去の記録などを元にそれぞれ規制の基準等を定め、災害が発生する前に安全確保のため「通行止」などの規制を実施する区間。

○事前通行規制区間の**開始・解除予測時間**を道路利用者に情報提供。

○全国の国管理の国道で平成18年度より実施。

【現状】

○規制開始・解除直後に、ホームページや道路情報板、ラジオ放送等により、一般に情報提供しているところ。

【改善】

○事前通行規制区間の**規制開始・解除の予測時間（見通し）**を、道路利用者に対しリアルタイムに情報提供する

◇ホームページの掲載例（平成18年10月7日 福島河川国道事務所）

The screenshot shows the homepage of the Fukushima River National Road Office. A red arrow points from the '【改善】' (Improvement) section to a red box on the page. The red box contains the following text:

緊急情報あります。
 国道13号 福島・山形県境（獅子峠）
 大雨のため7日4時頃から全面通行止めの見通し
 福島河川国道事務所の最新情報を発信中！
 かわみちNAVI
<http://www.fks-wo.thr.wlit.go.jp/keital/>

Below this, another red box contains the text:

1時間前に事前通行規制区間の規制開始の見通しをホームページにて情報提供

At the bottom right, there is a section for '規制情報' (Regulation Information) with the following links:

- ハイウェイバスター
- ETC関連情報
- 東北の道路情報
- 冬期閉鎖道路情報
- 福島県道路規制情報

○ 未確認情報の提供（スピード重視の情報提供）

地震・風水害等の大規模災害等が発生した際の道路災害発生箇所情報を、道路管理者のパトロールによるものだけでなく、広く一般国民の方からの書込み情報もあわせて収集することによって、迅速に提供することを可能とする「災害情報収集・提供システム」を開発し、平成18年12月より試行運用を開始した。

現在は、情報収集機能を先行させた試行を実施しており、今後、登録情報の分析、課題の抽出・対応策の検討を行った上で、情報提供の機能を含めた運用を開始する。

※ アクセス方法

URL : <http://www.douro-saigai.go.jp>

RASOWeb
災害情報収集・提供システム

災害情報は、2007年04月16日(1945)現在のものです

手順3 [地図表示→災害位置→災害情報]

災害情報を登録してください。

1. 通行状況を選択してください。
全面通行止め(通行できません)
2. 発生している災害を選択してください。
土砂が崩れている
3. 発生している災害状況や道路名、目印となる施設などについてお書きください。
(入力しなくてもかまいません)
鹿敷の道の駅近くの県道で土砂崩れが発生しています。道路をふさいでおり、通行することができません。

災害情報の登録ができましたか?

はい

1:5000 1:10000 1:25000 1:50000 1:100000 1:250000 1:500000 1:1000000 1:3000000 日本全体

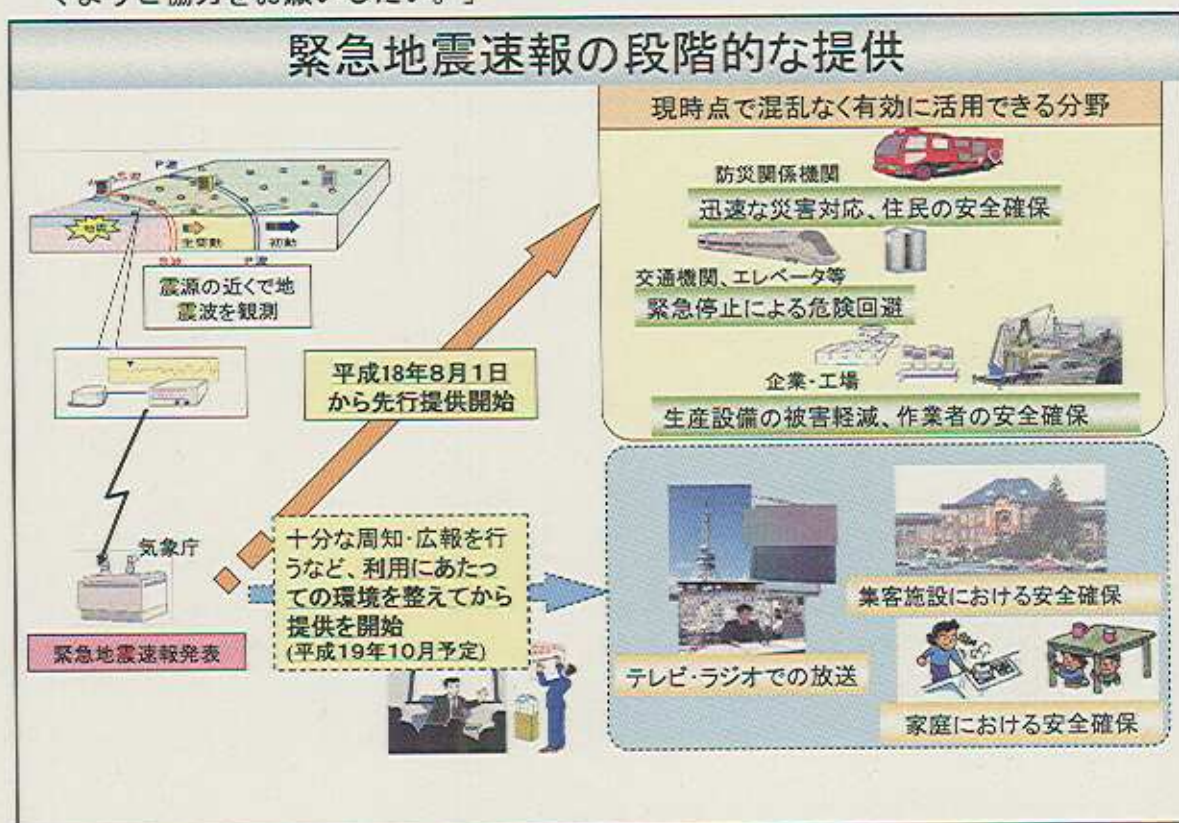
○ 緊急地震速報の提供

震源に近い観測点で地震を検知し、大きな揺れ（主要動）が来る前に地震の発生をお知らせする緊急地震速報について、平成18年8月から、現段階で混乱等がなく利活用ができる防災関係機関・交通機関等に対して先行的に提供を開始した。

また、平成19年3月の「緊急地震速報の本運用開始に係る検討会」最終報告や中央防災会議における内閣総理大臣からの指示※を受けて、情報を入手した利用者の適切な行動を示した「緊急地震速報利用の心得」の国民への周知・広報などを推進し、10月から広く国民への緊急地震速報の提供を開始する。

※ 中央防災会議（平成19年3月20日）における内閣総理大臣発言（抜粋）

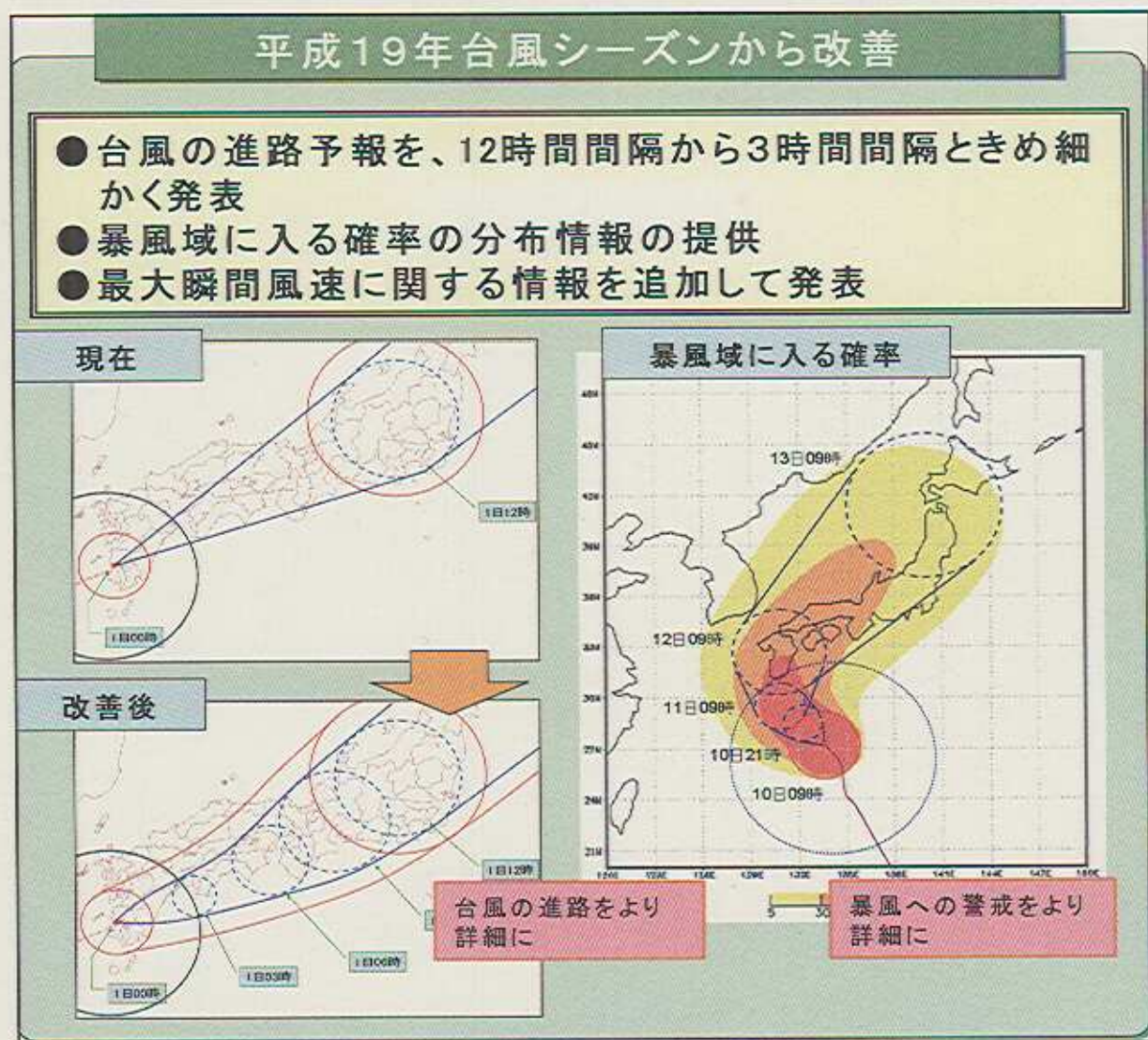
「緊急地震速報は、適切な利活用が図られれば、地震被害の軽減に大きな効果が期待されるが、現状では、なお、国民の皆様幅広く浸透するには至っていない。今後は、各所管分野において、緊急地震速報を有効に利活用するための方策について検討を進めていただくとともに、政府一体となって、国民への普及・啓発に取り組んでいただくようご協力をお願いしたい。」



○ 台風情報の充実

平成19年4月から、それまで12時間刻みで提供していた台風予想位置・強度等を24時間先まで3時間刻みで提供するとともに、台風になる前の熱帯低気圧及び台風から変わった温帯低気圧に関する情報の充実と、台風の強さを表す指標としての最大瞬間風速の予報及び暴風域に入る確率の面的な情報を提供する体制を整えた。

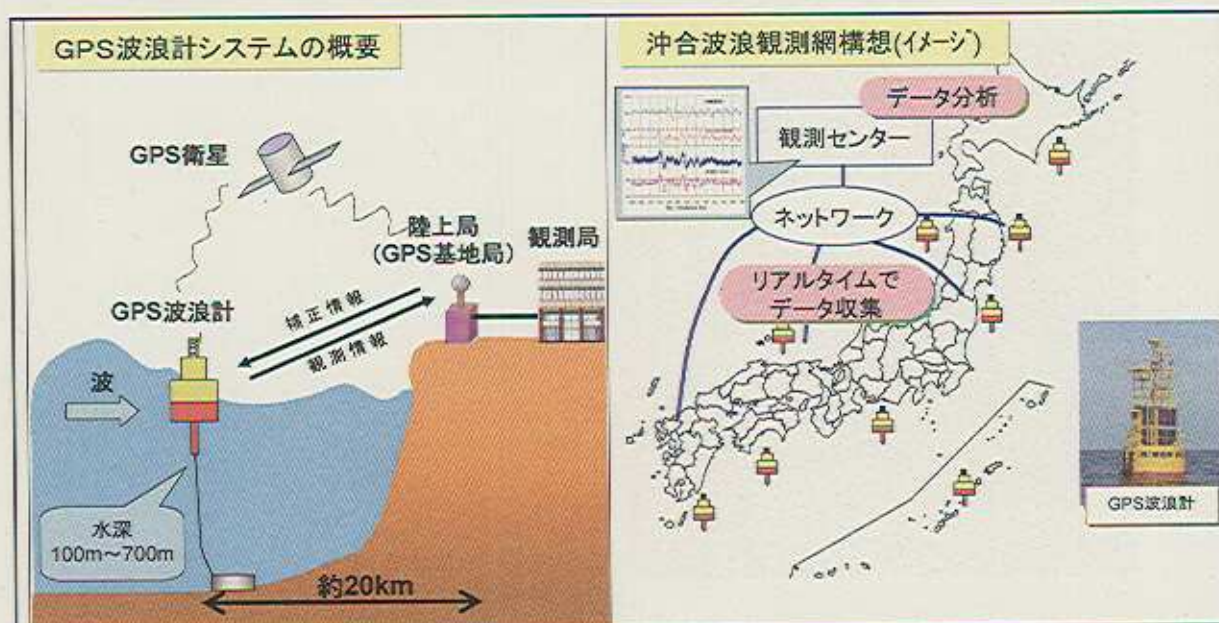
平成21年度を目途に、現在3日先まで実施している台風予報を5日先まで延長する。



○ 津波予報の精度向上と津波情報の充実化

潮位観測を行っている国と地方の関係機関の潮位データを一元的に把握するための潮位データ総合処理装置を整備することにより、平成19年6月から順次、収集した観測成果を活用し、津波情報の充実を図る。併せて、設置完了済みの2箇所及び現在整備中の3箇所のGPS波浪計については、その沖合波浪観測データを平成20年度から関係機関に提供を開始するとともに津波情報への活用を図る。また、平成22年度までに全国30箇所程度整備する。

また、平成19年度も引き続き、津波シミュレーションデータベースを構築し、地震発生後即時に地震発生メカニズムを推定し、津波予報に反映する体制を整えることにより、津波予報の精度を向上を図る。



○ エレベーターの安全対策の強化

平成18年7月、社会資本整備審議会建築分科会の建議「エレベーターの地震防災対策の推進について」を踏まえ、地震時にエレベーターの閉じ込めが発生した場合に、かご内の利用者に地震自体に関する情報や救出見込み時間等の情報提供を行うこと等について、社団法人日本エレベーター協会に対して検討を要請した。

今後、地震時における閉じ込めリスク等を軽減するため、初期微動の段階で作動して最寄の階に停止しドアを開放するための装置の設置の義務付け等を行う。

○ 一元的・リアルタイムな公共交通機関情報の提供

災害発生時に公共交通機関（鉄道・航空・旅客船・バス）の総合的な運行情報を、利用者がホームページや携帯サイト等を通じてワンストップかつリアルタイムに入手可能とするためのシステムを構築することとしており、平成18年度はシステムのあり方を検討した。

今後、平成19年度は実証実験を実施し、それを踏まえ、システムのあり方や運用方策等の詳細な検討を行い、平成20年度の運用開始を目指す。



2. 平時における広報活動

○ ハザードマップの総合化

洪水、内水、土砂災害、津波・高潮、火山のハザードマップを利用者本位に集約・総合化するため、平成19年4月から、全国の各種ハザードマップを一元的に検索・閲覧可能なポータルサイトを設置した。

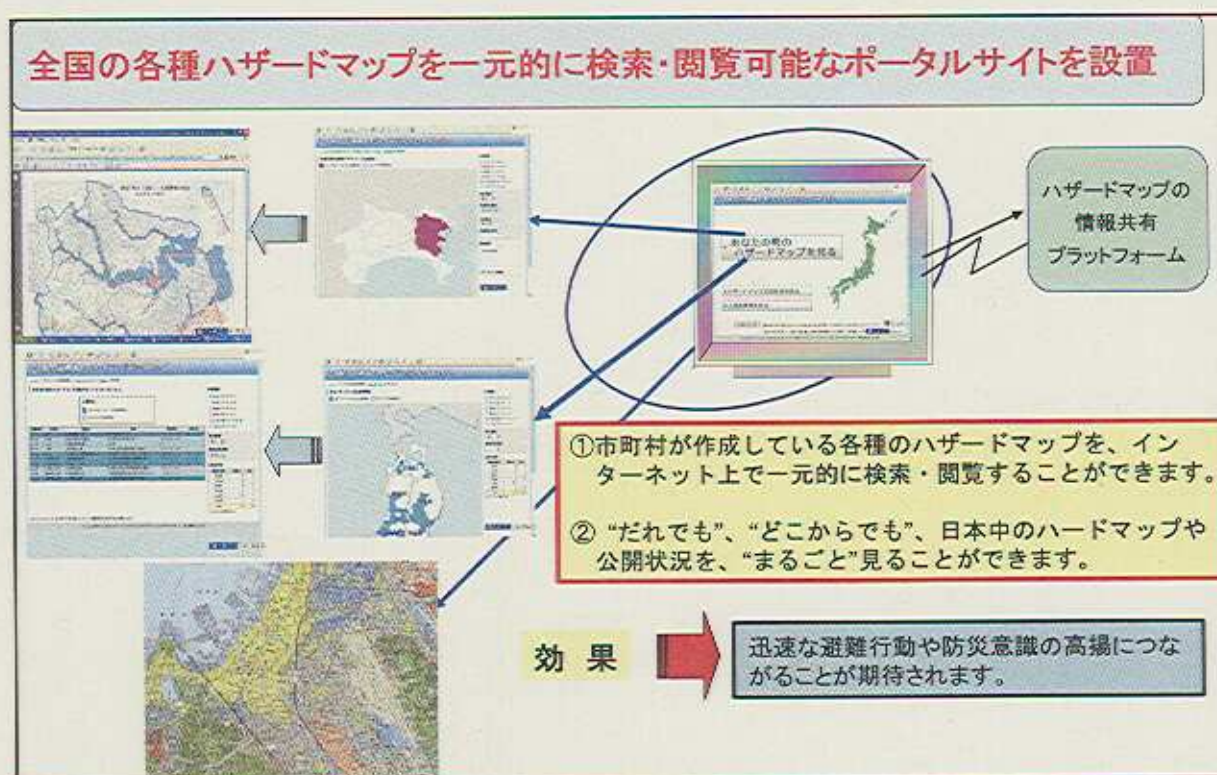
また、平成19年3月に内水ハザードマップと洪水ハザードマップを総合化するためのモデル市町村（横浜市、大阪市、広島市等）を選定。

今後、上記モデル市町村において検討を行い、その検討結果を踏まえ平成21年度以降に両ハザードマップを総合化するためのガイドラインを作成する。

※ アクセス方法

URL : <http://www1.gsi.go.jp/geowww/disaportal/index.html>

【国土交通省】→【組織別情報】→【国土地理院】→【防災関連】→
【あなたの町のハザードマップ】



3. 事業継続計画への取組

○ 国土交通省業務継続計画の策定

(1) 背景

「首都直下地震対策大綱」（平成17年9月中央防災会議決定）においては、首都直下地震発生時の政治、行政、経済といった“首都中枢機能の継続性確保”のための計画を策定することとしている。

また、「首都直下地震応急対策活動要領」（平成18年4月中央防災会議決定）では、国土交通省の主な活動として、人員、傷病者の輸送、緊急物資の供給など、緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動などが規定されている。国土交通省は、ライフライン・インフラ施設の多くを所管するとともに、我が国の経済・社会活動の継続性確保を図る上で重大な責務を負っている。

このため、平成18年8月に「国土交通省防災業務計画」を改定し、発災時に“防災対策業務及び業務停止が社会経済活動に重大な影響を及ぼす重要業務を継続するための取り組みを推進する”こととした。これを受け、平成19年6月に首都直下地震に対応するためのBCPとして、国土交通省本省を対象とする「国土交通省業務継続計画」を策定した。本計画は、我が国初の政府レベルの計画である。

(2) 計画の策定の流れ

本計画では、中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」で報告されている地震のうち、都心部に著しい被害を与える東京湾北部地震（M7.3）を想定災害とし、発災後の業務停止による社会への影響度の評価、国土交通省として首都直下地震時に継続すべき優先業務の抽出を実施した。

また、職員の居住地データ等をもとに本人・家族の被災、周辺の救助活動に従事する等を考慮して、参集可能人数を算出し、継続すべき

＜首都直下地震発生時の職員の主な行動＞

	参集要員 (継続すべき優先業務 従事職員)	参集要員でない職員
勤務時間外	・自動参集し、業務に従事 ・参集できない場合は速やかに所属長に連絡 ・参集時は可能な限り飲食物を持参、安全に留意	・安否情報を報告 ・自宅等で待機し、状況把握に努め、上司の指示を待つ ・この間、自宅周辺で地域貢献に取り組む(救出・救助活動等)
勤務時間内	・家族安否を確認し、業務に従事	・帰宅手段が明らかになるまで庁舎内で待機 (最低でも1日～2日の可能性) ・この間、継続すべき優先業務の支援、救出・救助活動に従事

優先業務の実施について検証し、課室単位で参集要員が不足する場合については、局内で要員を補充する等の調整を行った。併せて、勤務時間内外での発災を想定した職員の行動を整理し、参集要員による勤務時間外の自動参集の他、非参集要員についても地域貢献等に取り組むことを定めた。

(3) 継続すべき優先業務

抽出した優先業務は、①情報収集体制の確立や復旧活動と技術支援といった「首都直下地震応急対策業務」と②国民の生命の安全の維持や、権利、財産の保全のために継続すべき許認可業務等の「一般継続重要業務」に分け、継続的に実施を図るものとした。

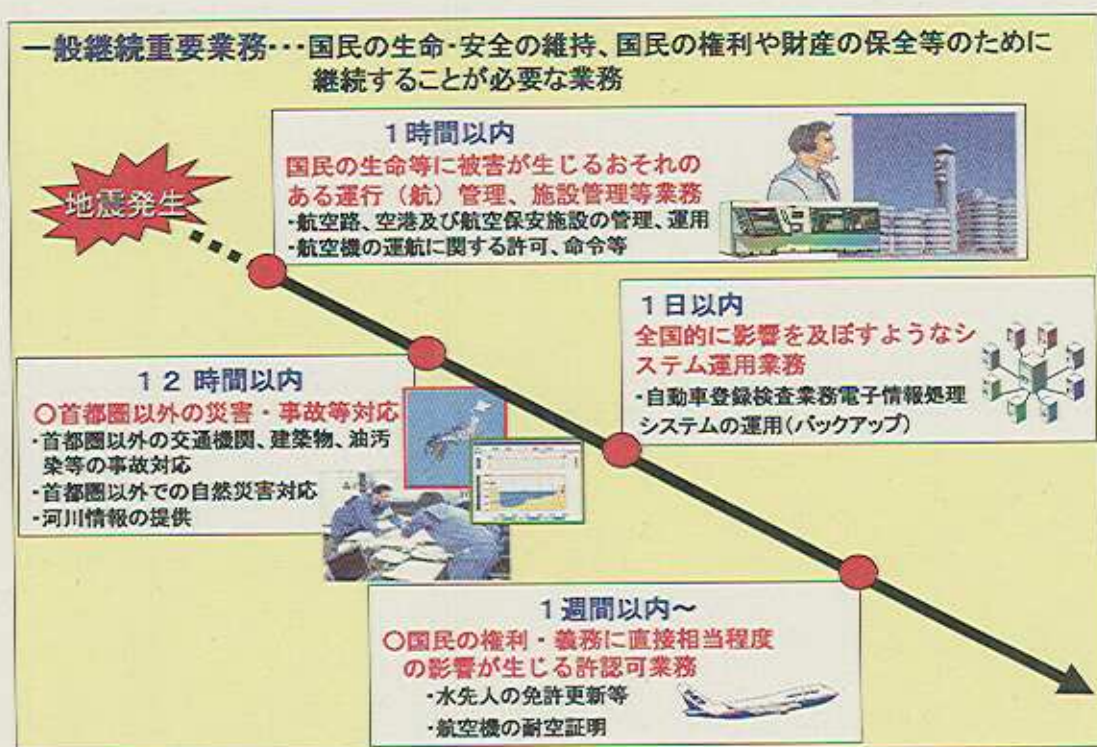
①主な「首都直下地震応急対策業務」

- ・ 1時間以内に収集、整理された災害情報の第一報を公表する。このため、情報収集等の初動体制、連絡体制を立ち上げ、出先の機関と連携して、河川・砂防・海岸・道路・鉄道・港湾・空港等の各施設被害、鉄道・航空の事故・運休といった交通・輸送運行状況のほか、庁舎・通信施設の情報収集を行う。
- ・ 3時間以内に「国土交通省緊急災害対策本部」（本部長：大臣）を設置し、国土交通省としての対処方針を公表する。
- ・ 1日以内に最低限度の緊急輸送基盤を確保するため、広域支援部隊（警察、消防、自衛隊等）の進出のための緊急輸送ルートの供用、空港の一部供用、一部耐震強化岸壁の供用を行う。
- ・ 3日以内に建築物や宅地の応急危険度判定の広域応援を行う。
- ・ 1週間以内に応急仮設住宅の建設支援等の応急収容活動を行う。
- ・ 2週間以内に大工等で構成される住宅修繕支援隊の派遣調整等の住宅再建・修繕支援を実施し、被災者の生活を営むための住居の確保を図る。



②主な「一般継続重要業務」

- ・ 即時に対応しなければ、直ちに国民の生命等に被害が生じる恐れのある運行（航）管理、施設管理を1時間以内に対応がとれるよう体制を整える。
- ・ 首都圏以外に災害・事故が発生した場合でも、12時間以内に対応がとれるよう体制を整える。
- ・ 許認可業務の処理に関して全国的に影響を及ぼすシステムについては、1日以内に保全・運用を図る。
- ・ 国民の権利・義務に直接・相当程度の影響が生じる許認可業務については、1週間以内に回復させる。



（４）執務環境の確保

業務の継続にあたって、安全かつ確実に執務が遂行できる環境を整える必要がある。このため、庁舎の耐震性能の点検や非常用発電設備、電話設備、情報システム等の設備の現状を確認するとともに、対応策の整理を行った。また、備蓄品（食料、水等）の確保、什器の転倒対策、安否確認、負傷者救護等の各項目について点検を行った。今後、点検で明らかになった項目についても、更なる検討を行い、対策・改善を進める。

(5) 今後の動き

今後は、継続的な訓練・点検を行い、業務継続計画を見直すというPDCAサイクルによるスパイラルアップに努め、継続的に改善し、業務継続力の向上を図っていく。

なお、業務継続の実施にあたっては、地方の機関や本省の業務を実施する際に密接に関連する保守サービス等の民間企業との関係が重要である。そのため、国土交通省業務継続計画を受けて、関東管内の地方支分部局、外局等における業務継続計画を平成19年度中に策定するとともに、関係民間企業のBCP策定を促し、より迅速な災害応急対策等の実施ができる体制の確立を目指す。

○ 民間企業によるBCP策定促進

災害時の応急的対応や復旧活動の担い手となる建設業者や、負傷者や支援物資の緊急輸送を担う鉄道・自動車・海運・航空の運輸事業者等、国土交通省所管の事業者等について、BCP策定を促進するため、業界団体等を通じて文書等による働きかけを行った。

建設業界においては、平成18年7月に「建設BCPガイドライン」を策定し、ホームページに掲載するなどの周知活動を行い、建設業者によるBCP策定が進むよう取組を行っている。

4. 自助・共助・公助の機能強化～地域の防災力の再構築～

○ 防災教育の強化

自然災害の恐ろしさや対処の知恵を次世代へ継承するため、平成18年度に、兵庫県豊岡市と高知県高知市の2つのモデル小学校において「マイ・ハザードマップ」を作成する取組を行うとともに、同年7月に徳島県小松島市において大規模津波防災総合訓練を実施した。

平成19年度中にマイ・ハザードマップ作成に関する課題を整理して「防災学習マニュアル」を作成し、以降順次実施するとともに、引き続き防災訓練を全国各地において実施する。

地域の特性を踏まえ住民一人一人に適応するハザードマップである「マイハザードマップ」作成を通して防災に関する知識を学べる教材及びカリキュラムを開発し、防災教育を推進。



住民自らが避難路、避難地、危険地域等を確認

防災学習マニュアル(案)



校区等毎に地域の特性を踏まえた「マイハザードマップ」作成

スケジュール

○平成17年度

マイハザードマップ作りを取り入れた学習方法を示した「防災学習マニュアル(案)」を作成。

○平成18～19年度

- ・モデル小学校で実施し、防災学習マニュアル(案)の課題を抽出。
- ・課題点等を整理し、案案を活用した防災教育が全国的に実施されるための普及方策を検討。
- ・「防災学習マニュアル(案)」の作成及び同マニュアル案を活用した防災教育メニューを検討。

○ 水防活動の技術向上

水防団等の知識・技能の向上を支援するために、水防管理団体等の要請に応じて、水防訓練・講習会等で水防工法の指導等を行う水防専門家を派遣する「水防専門家派遣制度」を平成19年2月に創設した。

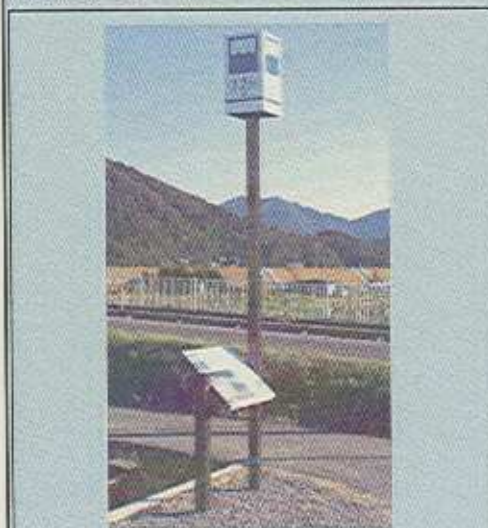
○ まるごとまちごとハザードマップの全国展開

市街地に想定浸水深や避難場所等を表示する標識等を設置することにより住民の避難意識を高める「まるごとまちごとハザードマップ」について、平成18年3月に荒川（東京都北区）をモデル地域として実施した結果を踏まえ、同年7月、河川管理者等に向けた「まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き」を作成し、各都道府県・地方整備局長に通知した。同年9月には円山川（兵庫県豊岡市）をモデル地域として標識の設置が行われた。また、この取り組みにおいて作成した「洪水」「堤防」「避難所（建物）」の3種類の図記号について、平成19年1月に新たに日本工業規格（案内用図記号）として定められた。

今後、先行的に実施するモデル河川を各地方整備局において選出し、平成21年度までにすべての国管理河川の流域で実施する。

まるごとまちごとハザードマップの全国展開

電柱や公共施設等に、想定浸水深や洪水時避難所情報等を表示



円山川(兵庫県豊岡市)における洪水標識設置例

スケジュール

- 平成18年3月
・荒川(東京都北区)をモデル地域として標識設置。
- 平成18年7月
・「まるごとまちごとハザードマップの推進」を報道発表。
・都道府県知事・地整局長へ河川局長から通知
- 平成19年1月
・日本工業規格の改正により、新たに案内用図記号として定められた(JIS Z 8210:2007)
- 今後～平成21年度
・代表的な河川を各地整にて選出し、平成21年度までに全ての国管理河川の流域で実施予定。



洪水標識の表示例

○ 人員及び資機材に係る広域的な支援体制

平成19年3月までに、各地方整備局等において、災害対策要員を広域的に派遣するための行動計画として、地方整備局等間応援マニュアルを順次策定した。

また、平成17年度に策定した5か年（平成18年度～平成22年度）の災害対策用機械の配備計画に基づき、平成18年度には、全国の地方整備局等に合わせて排水ポンプ車23台、照明車20台、災害対策本部車2台を整備した。



Ⅲ. フォローアップ一覧表(案)

達成年度欄は、 ○○年度、21年度以降、○○年度(以降順次改善)の3通りであり、各施策の達成年度となる年度欄を着色■している。

項目	施策の内容	達成年度	対象	18年度	19年度	20年度	21年度以降	担当局等	担当部課名	別紙参考資料
1. 災害・事故時の情報提供										
【改善1】受け手の立場に立った改善										
(1) 分かりやすい用語・表現										
①基本的考え方	発災時等に提供される情報について、受け手の的確な判断や行動につながる分かりやすい用語への改善を行う。	19年度	全河川	防災用語改善検討委員会の提言に基づき、各地方整備局・都道府県に対し通知(10月)。その通知に基づき、河川管理者が広報を実施。	運用開始(4月)。	-	-	河川局	河川計画課 治水課 砂防計画課	別1
②分かりやすい防災用語への改善										
③理解を助けるための表現上の工夫										
④意味がわかりにくい図記号の解説	標識等の図記号のうち意味が伝わりにくいものについて、一般国民への浸透を図る。	18年度	全国民	図記号の一般国民への浸透の現状に関する調査を実施し(12月)、ホームページによるPRを実施(3月)。	-	-	-	道路局	企画課	別2
⑤スパイラルアップの姿勢 (防災気象情報等における用語の見直しなど)	防災気象情報や天気予報に用いる用語等について、より分かりやすい用語・表現となるよう見直しを行う。	18年度 (以降順次改善)	全国民	報道機関等との定期的な勉強会、打ち合わせを行い、全面的な見直しを実施(3月)。	更なる改善に向けて継続的に見直しを実施。			気象庁	予報部業務課	別3
(2) 受信者の的確な判断・行動に結びつく情報										
①水位情報等を避難行動に結びつける取組										
1)はん濫危険度レベルに応じた避難情報等の提供										
イはん濫危険度レベルの設定とこれに応じた水位名称への変更	はん濫危険度レベルを設定し、増水によって危険度の段階が移行する際の水位の呼称を改善する。	19年度	全河川	防災用語改善検討委員会の提言に基づき、各地方整備局・都道府県に対し通知(10月)。その通知に基づき、河川管理者が広報を実施。	運用開始(4月)。	-	-	河川局	河川計画課 治水課	別4
ロ発表情報と避難行動等との関連の明確化	提供される発表情報により、起こすべき行動の内容を容易に理解できるよう、発表の方式を改善する。					-	-	河川局	河川計画課 治水課	
2)避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成支援	市町村に対し、水害に対する避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成支援を行う。	21年度以降	全市町村	10のモデル市町村において、避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成を支援(5市で作成完了)。	引き続き、マニュアルの作成支援を全国の市町村に展開。			河川局	河川計画課 治水課	
	市町村の土砂災害に対する警戒避難体制の整備に資するため、ガイドラインを作成する。	19年度	全市町村	土砂法に係る基本指針を改訂(9月)するとともに、警戒避難体制に関する課題を整理。	ガイドラインを作成し、都道府県に対し通知(4月)。	-	-	河川局	砂防計画課	
3)土砂災害警戒情報の充実等	土砂災害警戒情報を全国に展開する。	19年度	全都道府県	12府県において、土砂災害警戒情報を提供。	全都道府県において、土砂災害警戒情報を提供開始。	-	-	河川局 気象庁	砂防計画課 予報部業務課	別5
4)気象警報の改善	大雨・洪水・高潮等の警報基準を、避難勧告等の判断基準に適合するよう見直す。	20年度 (以降順次改善)	全市町村	技術的な調査を行い、避難勧告等により適合した新たな大雨・洪水・高潮の警報基準案を作成。	新たな基準案を部内評価の上改善し、都道府県・市町村と調整。	出水期から現行区域毎に新基準による運用開始。	22年度出水期を目途に市町村毎の区域を対象とした警報発表を開始。	気象庁	予報部業務課	
②「見通し」情報の積極的な提供										
1)(通行止め・欠航になりそうな時期、通行・運行の再開時期の「見通し」情報等の提供)										
イ(道路の事前通行規制区間等の規制・解除の見通し)	道路の事前通行規制区間について、通行規制開始・解除の予測情報を道路情報版・ラジオ等で提供する。	18年度	全国の国管理の国道	全国の国管理の国道において、事前通行規制区間の規制・解除の見通し情報の提供を開始。	-	-	-	道路局	国道・防災課	別6
ロ(航空の欠航、遅延等の見通し情報)	空港内及び空港外において、インターネット等を通じた欠航、遅延等のより迅速かつ正確な「見通し」情報を提供する。	18年度	3主要国際拠点空港	成田・関西・中部の各国際空港において、空港内の運航情報表示板やホームページ等を通じた情報提供を開始(9月)。	-	-	-	航空局	成田国際空港課 関西国際空港・中部国際空港監理官	
ハ(鉄道の運転再開見通し)	災害等で鉄道が運行停止した場合、現状を可能な限り案内するとともに、できるだけ早く運行再開の見通しの情報提供を行う。	19年度	鉄道事業者	事業者を含めた「輸送障害発生時の対応検討会」において、情報提供方策のルールを明確化(2月)。	各事業者に対し通知(6月)。	-	-	鉄道局	業務課	

達成年度欄は、〇〇年度、21年度以降、〇〇年度（以降順次改善）の3通りであり、各施策の達成年度となる年度欄を着色■している。

項目	施策の内容	達成年度	対象	18年度	19年度	20年度	21年度以降	担当局等	担当部課名	別紙参考資料
2) (洪水予報河川・はん濫予報河川の拡大)	洪水予報河川(避難のための情報を予め提供する河川)の指定を拡大する。	21年度	約500河川	301河川を洪水予報河川に指定。	洪水予報河川の指定を約500河川に拡大。			河川局 気象庁	河川計画課 治水課 予報部業務課	別7
	はん濫予報河川(浸水すると見込まれる区域・水深、時期に関する情報を予め提供する河川)の指定を拡大する。	21年度	はん濫区域の非常に大きい10河川	利根川をはん濫予報河川に指定(6月)。吉野川をはじめ各河川において検討。	はん濫予報河川の指定を10河川に拡大。			河川局 気象庁	河川計画課 治水課 予報部業務課	
3) (緊急地震速報)	緊急地震速報について、できるだけ早期に広く一般への提供が開始できるよう周知・広報活動を進めていく。	19年度 (以降順次改善)	全国民	先行的に利用できる分野(防災機関・交通機関等)には提供開始(8月)。11月からモデル実験を4か所で行い、「緊急地震速報の本運用開始に係る検討会」において緊急地震速報の利用の心得や一般国民への提供開始を決定(3月)。		緊急地震速報の利用の心得等について、一般国民に対する周知・広報を行い、10月から運用開始。	緊急地震速報の高度化に向けて検討。	気象庁	地震火山部管理課	別8
4) (エレベーター閉じ込めからの救出見込み時間)	地震時にエレベーターの閉じ込めが発生した場合、地震に関する情報や救出時間の「見込み」に関する情報等を提供する。	21年度以降	エレベーター事業者	社会資本整備審議会建築分科会の建議「エレベーターの地震防災対策の推進について」を踏まえ、(社)日本エレベーター協会に対し、エレベーター閉じ込めからの救出見込み情報の提供等に関する検討を要請(7月)。	検討結果を業界団体等に周知。			住宅局	建築指導課	
5) (GPS波浪計の活用による津波情報の迅速化)	津波情報の迅速化・充実化に役立て、住民の津波避難行動の徹底に資するため、GPS波浪計を活用した波浪観測情報を提供する。	22年度	全国30箇所程度	津波発生の蓋然性の高い5箇所 でGPS波浪計の整備に着手し、観測情報を提供する観測センターを構築するとともに、津波情報への活用方法を検討。	引き続きGPS波浪計の整備を推進するとともに、観測情報の収集・分析・提供の試験運用及び津波情報への活用方法を検討。	引き続きGPS波浪計の整備を推進するとともに、ホームページ等において観測情報の提供及び津波情報への活用を開始。	引き続きGPS波浪計の整備と津波情報への活用を推進。	港湾局 気象庁	技術企画課技術監理室 地震火山部管理課	別9
③未確認情報の提供(スピード重視の情報提供)										
1) (利用者からの道路被災状況の情報)	国民から道路災害情報の提供を受け、ホームページ上に公開する。	18年度 (以降順次改善)	一般国道及び都道府県道	一般国民が災害発生箇所・状況を登録・閲覧するシステムを構築し、試験運用を開始(12月)。	引き続き試験運用を継続するとともに、その結果を踏まえ、一般国民からの登録情報の内容に関する検討を行った上、運用開始。			道路局	国道・防災課 道路防災対策室	別10
2) (「GIS防災情報ボランティア」の情報発信拡大)	被災により混乱している現地になりかわり、被災地内外で情報交換を行う「GIS防災情報ボランティア」の仕組みを確立する。	18年度 (以降順次改善)	全国民	「GIS防災情報ボランティア」の仕組みの確立に向けての基礎調査及び実証実験を11月から実施。	引き続き基礎調査及び実証実験を重ねるとともに、実証実験の結果を踏まえ、「GIS防災情報ボランティア」の体制を順次拡充。			国土計画局	総務課国土情報整備室	別11
	携帯電話を活用して情報の入力・閲覧ができるシステムを開発する。	21年度	全国民	「電子国土情報集約システム」を開発し、一般公開(8月)。	「電子国土情報集約システム」を土台に携帯電話を活用して情報の入力・閲覧が出来るシステムを開発。			国土地理院	地理空間情報部情報普及課	
3) (地域住民からの浸水情報の発信)	はん濫域に浸水センサーを設置し、浸水状況をインターネット等を通じて一般に提供するとともに、地域住民等からも浸水状況を収集し、併せて提供する。	21年度以降	すべての国管理河川	阿武隈川をモデル河川に選定し、実施内容を検討。	モデル河川において、情報提供を開始。	モデル河川における情報提供の結果を踏まえ、浸水情報を提供する河川を順次拡大。		河川局	治水課	
④噴火時等の火山情報の改善<追加>	具体的な防災行動に結びつくよう新しいレベルを設定して各火山に導入するとともに、火山情報等で用いられる用語を分かりやすく改善する。	21年度以降	早急に防災対策が必要な火山	火山情報等に対応した火山防災対策検討会において、火山情報の改善等について検討。	新しいレベルを設定し、16火山に導入。	地域における検討を踏まえ、体制の整った火山から順次新しいレベルを導入。また、新たな火山用語による運用開始。		気象庁	地震火山部火山課	
【改善2】情報の発信における改善										
(1)提供情報の精度の向上・内容の充実										
①台風情報の充実	台風災害防止のため、台風予想位置・強度等の台風情報の改善を図る。	21年度	全国民	台風情報の改善内容を整理し、報道機関等情報を利用する防災関係機関等に対し周知(3月)。	現在12時間刻みで提供している情報を3時間刻みで提供するなど台風情報を改善(4月)。	21年度を目途に、現在3日先まで実施している台風予報を5日先まで延長。		気象庁	予報部業務課	別12
②突風等に対する短時間予測情報の提供	「突風等に対する短時間予測情報」を開発し、その利活用方策を実用化する。	22年度	全国民	災害事例の収集・分析を行うとともに、鉄道・電力等の事業者との検討会設置に向けて調整。	情報利活用検討会を設置し、予測技術や突風等に関する情報の内容について検討。また、ドップラーレーダー等を利用し、突風のおそれが高まった旨を知らせる気象情報の発表を開始。	検討会において、突風等に関する情報の利活用体制について検討。	22年度を目途に、突風等に対する短時間予測情報(10分刻みで1時間先まで予測)を提供。	気象庁	予報部業務課	別13

表2

達成年度欄は、〇〇年度、21年度以降、〇〇年度（以降順次改善）の3通りであり、各施策の達成年度となる年度欄を着色■している。

項目	施策の内容	達成年度	対象	18年度	19年度	20年度	21年度以降	担当局等	担当部課名	別紙参考資料
③津波予報の精度向上と津波情報の充実化	地震の発生メカニズムを反映した精度の高い津波予報を提供するとともに、国土交通省の潮位データの共有化により津波情報を充実化する。	19年度	全国の沿岸	地震発生メカニズムを反映した津波予測のデータベースを一部海域について作成するとともに国と地方の関係機関による潮位データ共有化のためのシステムを整備(3月)。	地震発生メカニズムを反映した津波予測のデータベースの海域を拡張するとともに潮位データの共有化を開始し、津波情報を充実化。	-	-	気象庁 港湾局	地震火山部管理課 技術企画課技術管理室	別14
④高潮予測情報の高度化	高度な高潮予測を提供するシステムを整備し、海岸地形を取り込んだ任意地点における詳細な高潮予測情報を提供する。	19年度 (以降順次改善)	全国の沿岸	国と地方の関係機関により潮位データを共有化するとともに、詳細な沿岸地形にも対応する予測モデルを一部海域について開発(3月)。	高潮・高波予測機能を強化し、高分解能の高潮予測情報の提供を一部海域について試行的に開始。	試行の結果を踏まえ、情報の内容を順次拡充。		気象庁 河川局 港湾局	地球環境・海洋部地球環境業務課 海岸室 海岸・防災課	別15
⑤夜間等における被災状況情報の高精度化	地震や火山活動による被災の状況を人工衛星データを用いて解析し、被災地域を推定した地図作成の技術開発を行い、実用化する。	21年度以降	全国各地	陸域観測技術衛星(だいち)を活用して被災地域推定地図の作成・提供について技術的に検討。	技術的検討結果に基づき、地殻変動による被災地域推定地図の試作版を作成。	被災地域推定の高度化及び運用に向けた技術開発を実施。		国土地理院	測地部 測地観測センター	別16
⑥異常気象分析情報の提供	異常気象が発生した要因や見通しについて、国として統一的な見解を早期に提供する。	19年度	全国民	大学・研究機関と連携して異常気象を分析するための体制について検討。	大学・研究機関とともに異常気象検討会を設置し、情報提供を開始。	-	-	気象庁	地球環境・海洋部地球環境業務課	
⑦中小河川における水位予測情報の提供	急激な水位の上昇が発生する中小河川において、10分間隔での洪水予測を実施する。	22年度	一級水系の主要な約900の中小河川	中小河川における水位予測手法について検討。		22年度までに約900の中小河川で情報を提供。		河川局	河川計画課 治水課	
(2)情報提供頻度の見直し										
①鉄道に係る輸送障害時の情報提供	鉄道事業者において、輸送障害が発生した場合、概ね5分を目安に現状・経過等の情報を利用者へ提供する。	18年度	鉄道事業者	地方運輸局から管内事業者の実施状況についてフォローアップ報告を受け、取組推進を要請(1月)。	-	-	-	鉄道局	業務課	
(参考)鉄道・道路における一時中断からの早期再開対策	鉄道事業者に対し、他社の事例の周知など地震発生後の早期再開に関する事業者の取組みを促す。	18年度	鉄道事業者	JR会社、関係協会等に対し、地震発生後の早期運転再開に向けた取組について事務連絡を発出(12月)。	-	-	-	鉄道局	安全監理官	
	首都高速道路において、通行止めとする規制対象エリアを都県単位から更に限定した運用に改善する。	20年度	首都高速道路	規制対象エリアを限定した運用とするための道路情報提供システムの改修や運用方法等について検討。		道路情報提供システム等を改修し、規制対象エリアを限定した運用を開始。	-	道路局	有料道路課	
②水位情報等の常時公表	時々刻々と変化する河川の水位等の状況を画像情報でビジュアルに常時提供する。	19年度	約400市町村	専用光ファイバ網に接続する市町村を約330に拡大。	専用光ファイバ網に接続する市町村を約400に拡大。	-	-	河川局	河川計画課	
(3)情報発出のタイミングの改善										
①避難に要する時間を見込んだ「避難判断水位」の設定	河川管理者と市町村との間で調整を行い、河川ごとに「はん濫警戒情報」発出の目安となる「避難判断水位」を設定する。	21年度	洪水予報河川及び水位周知河川(約2200)	洪水予報河川における避難判断水位を設定し、それに伴う洪水予報文を変更。	洪水予報河川について、運用開始(4月)	水位周知河川について、21年度までに順次指定を拡大し、「避難判断水位」を設定。		河川局	河川計画課 治水課	
②地震・津波に関する航行警報発信までの時間の短縮	地震・津波に関する航行警報について、情報の入手から発出までの工程を自動化し、最速で1.5分に短縮する。	18年度	全船舶	システム開発、運用試験等を行い、地震・津波に関する航行警報発信をシステム化(3月)。	-	-	-	海上保安庁	海洋情報部航海情報課水路通報室	
(4)情報の発出体制の強化										
①危機発生時におけるアカウンタビリティの向上	社会資本整備に係る危機管理のためのアカウンタビリティの実施手法について、新行動指針に盛り込む。	18年度	国土交通省の各部局	有識者懇談会の意見を踏まえ、「アカウンタビリティ向上新行動指針(仮称)」を策定し、関係者に周知(3月)。	-	-	-	大臣官房	技術調査課	
②責任ある報道対応体制の確立	非常時の広報対応窓口となる者の明確化を図る。	19年度	国土交通省の各部局	広報ガイドブックを改訂(8月)。報道の窓口となる広報担当者の設置について各部局に促すとともに、各部局における体制を把握するための調査を実施。	各部局の広報担当者を明確化(6月)。	-	-	大臣官房	広報課	

表3

達成年度欄は、〇〇年度、21年度以降、〇〇年度（以降順次改善）の3通りであり、各施策の達成年度となる年度欄を着色■している。

項目	施策の内容	達成年度	対象	18年度	19年度	20年度	21年度以降	担当局等	担当部課名	別紙参考資料
【改善3】情報の伝達の改善										
(1) 一元的・横断的な情報提供システム										
① 一元的・広域的な情報の提供										
1) (一元的・リアルタイムな公共交通機関情報)	陸・海・空の公共交通機関に係る運行障害情報を一元的かつリアルタイムに収集・提供する体制を確立する。	20年度 (以降順次改善)	公共交通機関の利用者	学識経験者、事業者等を構成員とした検討委員会でシステムのあり方について検討。	検討委員会の検討結果、実証実験を踏まえ、システムを構築。	運用を開始し、随時見直しを実施。		総合政策局	情報管理部情報企画課 技術安全課	別17
2) (一元的・広域的な港湾施設情報)	各港湾における港湾施設の利用可否情報を一元化し、一覧性をもって公開する。	20年度 (以降順次改善)	港湾利用者	学識経験者、港湾管理者等を構成員とした検討委員会で、情報内容について検討。	検討委員会の検討結果を踏まえ、システムを構築。	試行運用を開始し、随時見直しを実施。		港湾局	海岸・防災課 災害対策室	別18
② 異なる主体間の連携による情報提供の総合化										
1) (河川・下水の連携による増水情報)	降雨を排水する河川及び下水道の増水状況等に関する総合的な情報を市町村・市民に提供する。	21年度以降	河川管理者・下水道管理者	河川・下水の連携による増水情報について、内容や提供方法について検討。	19年度にモデル箇所では試行を進めつつ、その結果も踏まえて総合的な情報提供に関するマニュアル等を整理し、地方公共団体に周知。			都市・地域整備局 河川局	下水道部下水道事業課 治水課	別19
2) (鉄道不通時の代替輸送機関情報)	鉄道不通時に代替輸送機関の運行状況を提示するなどの利用者への情報提供を速やかに行う。	18年度	鉄道事業者	鉄道事業者に対し、災害時の代替輸送機関の利用者への情報提供を徹底するよう通知(12月)。	-	-	-	鉄道局	業務課	
3) (下水・河川の連携による下水流出情報)	下水道管理者と河川管理者が連携して下流の水道事業者に下水流出情報を提供するための情報連絡体制を強化する。	18年度	河川管理者・下水道管理者	水質汚濁防止連絡協議会に下水道管理者を加えることにより、情報連絡体制を整備するよう地方整備局に対し通知(10月)。	-	-	-	都市・地域整備局 河川局	下水道部流域管理官 河川環境課	
4) (同一エリア内の公物管理者同士)	同一エリア内の公物管理者同士が相互に連携して災害時の利用制限情報を統合的に提供する。	18年度 (以降順次改善)	道路管理者	「豪雪地帯対策基本計画(平成18年11月14日閣議決定)」に基づき、道路管理者等の豪雪時の関係機関による情報連絡本部を国道事務所等に設置(1月)。	道路管理者等の関係機関による情報連絡本部を国道事務所等に順次設置し、道路情報の一元的な集約と情報提供を推進。			道路局	国道・防災課 道路防災対策室	
(2) プッシュ型のリアルタイム情報提供システム (VICSによる災害情報の提供)	カーナビ(VICS)等を活用し道路利用者に災害情報等を提供する。	20年度	道路利用者	カーナビを通じた災害情報の提供について、情報内容と提供方法について検討し、システムを構築。		運用開始。	-	河川局 道路局	河川計画課 道路交通管理課ITS推進室	
(3) 伝達の迅速化・ルート多重化 (電子メールの活用)	都道府県等への水防警報等の提供について、従来のFAX伝達に加え、電子メールによる伝達を促進する。	18年度	地方公共団体	電子メールを用いた国からの情報伝達を順次実施。	-	-	-	河川局	防災課 治水課	
	港湾施設の利用可否情報の通知について、従来のFAX伝達に加え、電子メールによる伝達を促進する。	19年度	港湾管理者	荷主等への電子メールを用いた情報伝達について事例収集を実施。	電子メールで提供する港湾の利用可否情報について、標準的な文案集を作成し、台風シーズン前を目処に各港湾管理者へ配布。以後、各港湾管理者の意見を踏まえて文案集の改善を進め、その活用を促す取り組みを実施。	-	-	港湾局	海岸・防災課 災害対策室	
(4) エンドユーザーに対する防災情報のダイレクtnな提供										
① 対地方公共団体	地方公共団体が大容量の防災情報を入手できるよう、河川・道路用の光ファイバに接続された地方公共団体の拡大を図る。	19年度	約400市町村	専用光ファイバ網に接続する市町村を約330に拡大。	専用光ファイバ網に接続する市町村を約400に拡大。	-	-	河川局 道路局	河川計画課 国道・防災課	
② 対国民										
(コンビニ、GS、携帯電話で通行規制情報)	コンビニエンスストア、ガソリンスタンド、携帯電話の電子メール等を通じた通行規制に関する国民への情報提供を拡充する。	18年度 (以降順次改善)	北海道の道路利用者	北海道において、携帯電話による情報提供に道道の情報を追加(8月)。	情報を提供するコンビニエンスストア、ガソリンスタンド等を拡大するとともに、情報提供の内容等を拡充。			北海道局	地政課	別20
(地下鉄内の不感地対策)	地下鉄の電波遮断空間においても情報受信ができるよう地上波放送の再送信設備整備促進を行う。	22年度	首都直下、東海、東南海、南海地震の影響をうける地下鉄	地下鉄内での地上波放送の再送信設備の仕様等について検討。	22年度までに、首都直下、東海、東南海、南海地震の影響をうける地下鉄について地上波放送の再送信設備を整備。			鉄道局	施設課	別21

表4

達成年度欄は、〇〇年度、21年度以降、〇〇年度（以降順次改善）の3通りであり、各施策の達成年度となる年度欄を着色■している。

項目		施策の内容	達成年度	対象	18年度	19年度	20年度	21年度以降	担当局等	担当部課名	別紙参考資料
(5)要援護者や外国人に対する防災情報提供の改善											
①要援護者向けの災害情報提供技術の仕様化		要援護者に対して災害情報をテレビ・携帯電話・情報家電等で受け取ることができるよう統一的な技術仕様を策定する。	20年度	要援護者	災害時要援護者に対し提供すべき災害情報の内容を整理。また既存のシステム等を利用する情報提供に必要な機能・設計要件等を整理し、様々な通信・放送プラットフォームに向けた情報の発信方法を検討。	災害時におけるマルチプラットフォームに向けた情報提供において、IoTを利用する範囲を検討し、必要な情報変換技術を標準化。	一部地方整備局等において実証実験を行い、改善を加えた後、運用開始。	-	国土技術政策総合研究所	高度情報化研究センター 情報基盤研究室 危機管理研究センター 水害研究室	
②多言語での情報提供											
1)外国人宿泊客等向け(英語以外でも放送)		外国人宿泊客等に対する災害情報等の提供について、英語以外の言語による非常放送の実施等の充実化を行う。	19年度	ホテル事業者等	(社)日本ホテル協会において、災害対策マニュアルを見直すためのアンケート調査を整理。また、リアルタイムの災害情報等を外国語等で提供する実証実験を山梨県富士河口湖町で実施(1月)。	アンケート調査の結果を踏まえ、年度内にマニュアルを見直し、事業者へに通知。	-	-	総合政策局(観光)	観光事業課	
2)公共交通機関での外国語による異常時情報		外国人旅客の利用が多い公共交通機関において、外国語等による案内情報提供の実施を促進する。	18年度	外客来訪促進法に基づく指定区間において事業を経営する公共交通事業者	公共交通事業者等に対し、「公共交通機関における外国語等による情報提供促進措置ガイドライン」を通知(4月)。また、年度内に対象事業者が情報提供促進実施計画を作成。	-	-	-	総合政策局(観光)	観光地域振興課観光地域活動支援室	
3)港湾の海外ユーザーに多言語で防災情報を提供		輸出入貨物を取り扱う主要港湾において、海外ユーザーへの他言語による防災情報を提供する仕組みを構築する。	18年度 (以降順次改善)	港湾管理者	港湾における多言語での災害情報提供についての事例を収集し、事例集を作成(3月)。	多言語での防災情報の提供の取り組みの促進のため、防災用語の言語別対応表を作成し、台風シーズン前を目処に各港湾管理者に配布。	-	-	港湾局	海岸・防災課 災害対策室	
(6)渦中の被災地等への確実な情報の伝達											
①被災地(自治体・住民)への情報											
(直轄ネットワークへの市町村接続拡大)		防災情報を住民に確実に提供するため、通信ネットワークの市町村接続先の拡大等を行う。	19年度	約400市町村	専用光ファイバ網に接続する市町村を約330に拡大。	専用光ファイバ網に接続する市町村を約400に拡大。	-	-	河川局	河川計画課	
(汚水漏れ情報の周知方法のマニュアル化)		被災地における下水道使用の自粛・禁止・復旧見込み等に係る周知方法をマニュアル化する。	18年度	地方公共団体	「下水道の地震対策マニュアル」を作成し(8月)、会議等において地方公共団体に対し周知(9月)。	-	-	-	都市・地域整備局	下水道部下水道事業課	
②エレベーター閉じ込め者への自動音声案内・文字表示		地震時にエレベーターの閉じ込めが発生した場合、利用者に必要な情報提供をすることができるよう、「昇降機耐震設計・施工指針」を見直す。	21年度以降	エレベーター事業者	社会資本整備審議会建築分科会の建議「エレベーターの地震防災対策の推進について」を踏まえ、(社)日本エレベーター協会に対し、エレベーター閉じ込め時のかご内での安全安心情報の提供方法等に関する検討を要請(7月)。	「昇降機耐震設計・施工指針」を見直し、業界団体等に周知。			住宅局	建築指導課	
		官庁施設に設置するエレベーターについて、公共建築工事標準仕様書の改訂を行う。	18年度	官庁施設に設置するエレベーター	公共建築工事標準仕様書を改訂(2月)。	-	-	-	官庁営繕部	設備・環境課	
③日本人海外旅行者の携帯電話へのテロ等情報		海外旅行者の携帯電話の番号等を事前に旅行者等に登録し、テロ事件・自然災害等発生時の安否確認や情報提供を迅速にできるようにする。	18年度 (以降順次改善)	日本人海外旅行者	旅行業関係者等を委員とした検討会において携帯電話の活用策を策定後、リーフレット等を作成(3月)。	リーフレット等を活用し、旅行者への周知・啓発を徹底。			総合政策局(観光)	観光事業課	
2. 平時における広報活動											
【改善4】ハザードマップ等の改善											
(1)ハザードマップによる情報提供の拡大・徹底											
①各種ハザードマップの整備促進											
1)洪水ハザードマップ		「洪水ハザードマップ作成要領」および「洪水ハザードマップ作成の手引き」に即し、洪水ハザードマップを作成・公表する。	21年度	洪水予報河川及び水位情報周知河川の浸水想定区域にかかる全市町村(約1500)	552市町村において、洪水ハザードマップを作成。	目標達成に向け、四半期毎に作成状況を公表するなどの促進策を実施。			河川局	治水課	
		内水ハザードマップと洪水ハザードマップの総合化を行う。	21年度以降	内水・洪水両ハザードマップを作成すべき全市町村	モデル市町村を選定(3月)。	モデル市町村において、関係部局との調整を図り、ハザードマップの総合化を実施。		21年度以降ガイドラインを作成。	河川局 都市・地域整備局	治水課 下水道部流域管理官	

表5

達成年度欄は、〇〇年度、21年度以降、〇〇年度（以降順次改善）の3通りであり、各施策の達成年度となる年度欄を着色■している。

項目	施策の内容	達成年度	対象	18年度	19年度	20年度	21年度以降	担当局等	担当部課名	別紙参考資料
2)内水ハザードマップ	「内水ハザードマップ作成の手引き」に即し、内水ハザードマップを作成・公表する。	21年度	浸水対策を緊急に実施すべき62市町村	12市町村において、内水ハザードマップを作成。	目的達成に向け、内水ハザードマップ作成の前提となる浸水シミュレーション等について、先進的な取組事例における考え方を市町村に助言するなどの促進策を実施。			都市・地域整備局	下水道部流域管理官	
3)地震防災マップ	「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」に基づき、地震防災マップを作成・公表する。	20年度	全市町村	26都道府県、4市町村において、地震防災マップを作成。	目標達成に向け、マップ作成のための補助(住宅・建築物耐震改修等事業)や建築物防災週間における普及活動などの促進策を実施。		-	住宅局	建築指導課	
4)地震危険度マップ	「地震危険度マップ作成マニュアル」に即し、地震危険度マップを策定する。	20年度	密集市街地のうち特に大火の可能性が高い危険な市街地の全域(約8,000ha)	45市町村(4,528ha)において、市街地火災に関する地震危険度マップを作成済。	目標達成に向け、マップ作成のための補助(都市防災総合推進事業等)などの促進策を実施。		-	都市・地域整備局	まちづくり推進課	
5)大規模盛土造成地に係る宅地ハザードマップ	「大規模盛土造成地の変動予測調査ガイドライン」に即し、宅地ハザードマップを作成・公表する。	21年度	全大規模盛土造成地	宅地ハザードマップの作成ガイドライン(大規模盛土造成地の変動予測調査ガイドライン)を策定し、各地方公共団体に周知(9月(3月に改定))。	目標達成に向け、マップ作成のための補助(宅地耐震化推進事業)などの促進策を実施。			都市・地域整備局	都市計画課	
6)土砂災害ハザードマップ	「土砂災害ハザードマップ作成のための指針と解説(案)」に即し、土砂災害ハザードマップを作成・公表する。	21年度	重点地域(近年大規模な災害を受けた箇所や災害時要援護者施設を含む箇所等、約6000箇所)	3、276箇所において、土砂災害ハザードマップを作成。	目標達成に向け、マップ作成のための補助(総合流域防災事業)などの促進策を実施。			河川局	砂防計画課	
7)津波・高潮ハザードマップ	「津波・高潮ハザードマップマニュアル」に即し、津波・高潮ハザードマップを作成・公表する。	21年度	重要沿岸域を含む全市町村及び全ゼロメートル地帯(657市町村)	185市町村において津波ハザードマップを作成。また、56市町村において高潮ハザードマップを作成。	目標達成に向け、マップ作成のための補助(津波・高潮危機管理対策緊急事業)などの促進策を実施。			河川局 港湾局	海岸室 海岸・防災課	
②避難所等の見直し、ハザードマップの充実・徹底										
1)被災可能性のある避難場所等の見直し	既存の避難所等を見直し、土砂災害等に対する安全性が確保された避難路、避難場所を設定する。	21年度	全市町村	避難場所の保全を促進するため、砂防関連施設整備事業の採択基準を拡充(4月)。洪水ハザードマップについて、市町村の具体的な取組みを支援するよう整備局、都道府県に対し通知(10月)。密集市街地について、地震危険度マップ等の作成に合わせ、避難場所の点検等を実施するよう、整備局を通じて地方自治体に対し通知(11月)。	各種ハザードマップの作成とあわせて点検を行い、市町村防災会議等による安全な避難経路、避難場所の設定を促進。			河川局 都市・地域整備局	治水課 砂防計画課 海岸室 まちづくり推進課 都市計画課 下水道部流域管理官	
2)ハザードマップの充実	各種ハザードマップの内容を充実させ、情報を受けてから避難等の行動に移るまでのリードタイムの短縮等を図る。	18年度 (以降順次改善)	全市町村	洪水ハザードマップについて、市町村の具体的な取組みを支援するよう整備局、都道府県に対し通知(10月)。	洪水ハザードマップに「発災時に提供される水位等情報」と「とるべき避難行動」との関係を示す等、住民の迅速な避難行動に結びつくよう内容を充実化。			河川局	治水課 砂防計画課	
3)ハザードマップの浸透	住民参加による実践訓練を全国各地で実施し、発災時における迅速な行動を確実なものとする。	18年度 (以降順次改善)	全市町村	洪水ハザードマップについて、市町村の具体的な取組みを支援するよう整備局、都道府県に対し通知(10月)。	自ら危険な場所や避難場所等を確認することにより、発災時における迅速な行動を確実なものとするため、住民参加による実践訓練を全国各地で実施。			河川局	治水課 砂防計画課 海岸室	
③ハザードマップの総合化への取組	複数のマップの集約や複数原因を想定した総合的なマップ作成など利用者本位によるハザードマップの総合化に取り組む。	21年度以降	全市町村	洪水ハザードマップと内水ハザードマップの総合化について、モデル市町村を選定(3月)。	モデル市町村において、関係部局との調整を図り、ハザードマップの総合化を実施。		21年度以降ガイドラインを作成。	都市・地域整備局 河川局 港湾局 国土地理院	下水道部流域管理官 治水課 砂防計画課 海岸室 海岸・防災課 地理調査部防災地理課	
	全国の各種ハザードマップを一元的に検索・閲覧可能なポータルサイトを設置する。	19年度	全市町村	全国の各種ハザードマップを一元的に検索・閲覧可能なポータルサイトを構築するための実態調査や体制整備を実施。	ハザードマップポータルサイトの運用を開始。(4月)		-	都市・地域整備局 河川局 港湾局 国土地理院	下水道部流域管理官 治水課 砂防計画課 海岸室 海岸・防災課 地理調査部防災地理課	別22
(2)地震時のエレベーター運行方法等に関する情報提供										
①利用者への周知(閉じ込め時の対処法)	地震時のエレベーターの運行方法や閉じ込められた場合の対処方法などの情報の提示や防災訓練等を通じて周知を行う。	18年度	エレベーターの利用者	(社)日本エレベータ協会に対し、地震時のエレベーターの利用方法等について、ホームページ等による情報提供を要請(7月)。	-	-	-	住宅局	建築指導課	

表6

達成年度欄は、〇〇年度、21年度以降、〇〇年度（以降順次改善）の3通りであり、各施策の達成年度となる年度欄を着色■している。

項目		施策の内容	達成年度	対象	18年度	19年度	20年度	21年度以降	担当局等	担当部課名	別紙参考資料
②建物管理者等への周知		日常の管理方法、地震時の対応方法、地震時における復旧の優先度等についての情報提供を行うよう徹底する。	18年度	建物管理者等	(社)日本エレベータ協会に対し、地震時のエレベーターの利用方法等について、ホームページ等による情報提供を要請(7月)。	-	-	-	住宅局	建築指導課	
		官庁施設管理者に対し、業務継続計画に資する官庁施設の整備・運用計画作成のためのガイドライン等を提供する。	20年度	官庁施設管理者	非常時に備えた施設整備・運用の考え方について民間企業からヒアリングを実施(12月)。	年度末を目途に施設整備・運用計画作成のためのガイドラインを構築。	ガイドラインの運用を開始するとともに、地方機関等に対して周知。	-	官庁営繕部	設備・環境課	
【改善5】災害・事故時に行われる情報提供についての広報											
〔提供される情報及びその内容の周知〕		災害・事故時に国民がどこでどのような情報が得られるかについて、平時からPRを行う。	18年度 (以降順次改善)	全国民	防災に関する各施策のポスター掲示やパンフレット配布等を通じて、災害・事故情報へのアクセス方法を周知。	国土交通省ホームページの防災情報の内容を随時更新・拡充するとともに、防災訓練や防災に関する各種説明会、パンフレットの活用、地方自治体・交通事業者等を通じたPR等、災害・事故情報へのアクセス方法を周知。			河川局 道路局 都市・地域整備局 港湾局 鉄道局 自動車交通局 海事局 航空局	河川計画課 国道・防災課道路防災対策室 都市防災対策室 海岸・防災課 安全監理官 総務課安全監査室 運航労務課 航空保安対策室	別23
		陸・海・空の公共交通機関に係る運行障害情報を一元的かつリアルタイムに収集・提供する体制を確立する。(再掲)	20年度 (以降順次改善)	公共交通機関の利用者	学識経験者、事業者等を構成員とした検討委員会でシステムのあり方について検討。	検討委員会の検討結果、実証実験を踏まえ、システムを構築。	運用を開始し、随時見直しを実施。		総合政策局	情報管理部情報企画課 技術安全課	
3. 事業継続計画への取組み											
【取組1】国土交通省の首都直下地震応急対策業務のBCPの策定											
	(国土交通省の首都直下地震応急対策業務のBCPの策定)	首都直下地震に見舞われた場合に、国土交通省が実施すべき応急対策業務について、BCPを策定する。	19年度	国土交通省	継続すべき優先業務を抽出するとともに、業務継続のための要員及び執務環境の確保について検討。	国土交通省BCPを作成(6月)。	-	-	河川局	防災課災害対策室	別24
【取組2】国土交通省のその他業務のBCPの策定											
	(国土交通省のその他業務のBCPの策定)	首都直下地震に見舞われた場合に、国土交通省が実施すべき一般継続実施業務について、BCPを策定する。	19年度	国土交通省	継続すべき優先業務を抽出するとともに、業務継続のための要員及び執務環境の確保について検討。	国土交通省BCPを作成(6月)。	-	-	河川局	防災課災害対策室	
【取組3】スパイラルアップと業務継続に関する枠組み											
	(1)スパイラルアップ	国土交通省BCPIについて、訓練結果等を踏まえて不断に見直しを行う。	19年度 (以降順次改善)	国土交通省	継続すべき優先業務を抽出するとともに、業務継続のための要員及び執務環境の確保について検討。	国土交通省BCPを作成し(6月)、訓練・実践を踏まえて必要な見直しを実施。	引き続き、訓練・実践を踏まえて継続的に見直しを実施。		河川局	防災課災害対策室	
	(2)防災業務計画の改定等	国土交通省防災業務計画を改定し、発災時に国土交通省の活動機能が低下した場合でも、業務継続ができる体制の整備について位置づける。	18年度	国土交通省	国土交通省防災業務計画を改定(8月)	-	-	-	河川局	防災課災害対策室	
【取組4】民間企業によるBCP作成促進											
	(1)災害時の応急対策の実施上必要な関係者のBCP										
	①建設業者	先進的な取組事例をホームページ上に紹介する等、建設業者によるBCP策定を促進するための方針を検討し、実行する。	18年度	建設業者	(社)日本建設業団体連合会に対し、BCPの策定が進むよう検討を要請(5月)。同連合会において「建設BCPガイドライン」を策定し、ホームページ等に掲載(7月)。	-	-	-	総合政策局	建設業課	

表7

達成年度欄は、〇〇年度、21年度以降、〇〇年度（以降順次改善）の3通りであり、各施策の達成年度となる年度欄を着色■している。

項目	施策の内容	達成年度	対象	18年度	19年度	20年度	21年度以降	担当局等	担当部課名	別紙参考資料
②運輸事業者	BCPガイドラインの周知等により各事業者にできる限りBCPを策定するよう働きかけを行う。	18年度	鉄道事業者	JR会社、関係協会等に対し、鉄軌道事業者におけるBCP策定の推進について事務連絡を発出（12月）。	-	-	-	鉄道局	業務課 安全監理官 施設課	
		18年度	トラック事業者及びバス事業者	（社）全日本トラック協会（9月）及び（社）日本バス協会（3月）に対し、BCP作成を促進するための事務連絡を発出。	-	-	-	自動車交通局	貨物課 旅客課	
		18年度	海運事業者	所管する海運関係団体に対し、BCP作成を促進するための事務連絡を発出（9月）。	-	-	-	海事局	外航課 内航課 運航労務課	
		18年度	航空事業者	定期航空協会に対し、BCP作成を促進するための事務連絡を発出（2月）。	-	-	-	航空局	航空保安対策室	
③エレベーターの保守会社	保守会社にてできる限りBCPの策定が進むよう関係団体等を通じて働きかけを行う。また、災害発生時に保守員が現場への到着が遅れることのないよう関係機関と調整を行う。	18年度	エレベーター保守会社	（社）日本エレベータ協会に対し、BCPの策定が進むよう検討を要請（7月）。	-	-	-	住宅局	建築指導課	
④通信事業者等の受託企業	継続を図るべき重要業務の受託企業にBCPの策定を要請するとともに、今後の再調達之机をを捉えて、BCPの策定を契約条件とするよう改める。	21年度以降	通信事業者等	行政情報システム（メール、インターネット、地方支分局とのネットワーク）の再調達時にBCPの策定を契約条件に盛り込むよう検討。	引き続き、機能継続を図るべき行政情報システム（メール、インターネット、地方支分局とのネットワーク）について、再調達時にBCPの策定状況を総合評価基準の加点項目とする等、契約条件に盛り込むよう改定。			総合政策局	情報管理部情報企画課 行政情報システム室	
(2)多数の関係者が一体となったBCP策定	東京湾の主要港湾について、港湾管理者のみならず多数の関係者が連携して協議会において検討を行い、BCPを策定する。また、川崎港東扇島基幹的広域防災拠点についてBCPを策定する。	19年度	東京湾の主要港湾及び東扇島基幹的広域防災拠点	港湾関係者による検討会を設置し、東京湾主要港湾におけるBCP策定について検討。川崎港東扇島の基幹的広域防災拠点についてもBCP策定について検討を実施。	18年度の検討を踏まえ、6月にBCP（素案）を策定。その後、関係者へ周知し、19年秋に東扇島で防災訓練を実施するなどの取組を進め、BCPを継続的に改善。	-	-	港湾局	海岸・防災課 災害対策室	別25
(3)所管業界におけるBCP作成の促進	国土交通省所管の関係事業者に対し、業務継続に向けた取組の重要性を伝え、BCPを策定するよう働きかけを行う。	18年度	国土交通省所管事業者	不動産業団体、各宿泊団体等に対し、業務継続に向けた取組の重要性を機会あるごとに説明し、検討を要請。	-	-	-	総合政策局	不動産業課 観光事業課	
4. 自助・共助・公助の機能強化～地域の防災力の再構築～										
【取組5】地域の防災力の再構築										
(1)水防体制										
①水防活動の技術向上	技術力の高い水防専門家をネットワーク化し、水防団等が行う訓練・講習会に講師として派遣する仕組みを構築し、水防団等の技術力向上を支援する。	18年度 （以降順次改善）	水防団	水防専門家ネットワークの枠組みを構築し、その利用促進を図るよう通知し（2月）、地方整備局において水防専門家会議を実施。	地方整備局等において水防専門家会議を実施するなど、水防専門家ネットワークの活用を促進。	全国的に水防専門家ネットワークを展開。		河川局	防災課	別26
②情報共有による水防活動の効率化	上下流の水防団等、水防管理団体及び河川管理者の間で、水防団等の活動状況や各水防団等が保有する資器材等に関する情報を共有化する仕組みを構築する。	19年度	河川管理者、水防団等	情報の集約・発信方法について検討。	試行の結果を踏まえて情報の集約・発信方法を整理し、情報共有を図るよう周知。	-	-	河川局	防災課	
	市町村を越えて活動するNPO等への災害対策機械の貸与について検討を行い、広域的な水防活動を支援する。	21年度以降	NPO等	有識者懇談会において、災害時の建設機械等による災害対策復旧支援のあり方について有識者より提言（2月）。	提言の内容について段階的に実施。			総合政策局	建設施工企画課	
③まるごとまちごとハザードマップの全国展開	洪水に関する図記号を作成し、市街地に想定浸水深や避難場所等を表示するまるごとまちごとハザードマップを全国展開する。	21年度	すべての国管理河川の流域	都道府県及び地方整備局に対し、まるごとまちごとハザードマップの推進について通知（7月）。	先行的に実施するモデル河川を各地方整備局にて選出し、21年度までにすべての国管理河川の流域で実施。			河川局	防災課災害対策室	別27

表8

達成年度欄は、〇〇年度、21年度以降、〇〇年度（以降順次改善）の3通りであり、各施策の達成年度となる年度欄を着色■している。

項目	施策の内容	達成年度	対象	18年度	19年度	20年度	21年度以降	担当局等	担当部課名	別紙参考資料
④防災教育の強化	学校教育等の場で「マイ・ハザードマップ」を作成する取組を、全国各地へ展開する。	19年度 (以降順次改善)	全国各地	2つのモデル小学校において、「マイ・ハザードマップ」の作成を検証。	マイ・ハザードマップ作成に関する課題を整理して「防災学習マニュアル」を作成。	順次実施。		河川局	防災課災害対策室	別28
⑤水害避難ビル(仮称)の活用	洪水・高潮や津波の発生に際し、身近にあるビル等の開放により地域住民が避難することができるよう、「水害避難ビル」(仮称)を指定する。	21年度	洪水予報河川及び水位周知河川(約2200)のうち、指定が必要な河川	「津波避難ビル等に係るガイドライン」を参考に河川における水害避難ビルの枠組みについて検討。	21年度までにすべての河川について検討を行い、必要に応じて水害避難ビルを指定。			河川局 港湾局	治水課 海岸室 海岸・防災課	
(2)地震防災体制										
①津波等に関する防災技術・知識の蓄積	防災教育の推進や地域活動の支援を図るほか、津波防災総合訓練を実施する。	18年度 (以降順次改善)	全国各地	徳島県小松島市において、大規模津波防災総合訓練を実施(7月)。	引き続き、関係機関との連携・調整を図りつつ、大規模津波防災総合訓練を実施。			河川局 港湾局	海岸室 海岸・防災課	別29
②地域の建設業者による共助の取組	経営事項審査において、国や地方公共団体と防災協定を結んで社会貢献を果たしている建設業者を加点評価する取扱について、一層の周知を図る。	18年度	建設業者	国や地方公共団体と防災協定を結んで社会貢献を果たしている建設業者が経営事項審査で加点評価されるよう建設業法施行規則を改正し、業界団体等に周知(5月)。	-	-	-	総合政策局	建設業課	
③地域の一員としての国土交通省による共助の取組	帰宅困難者対策のため、国土交通省への来客者等を一定期間、収容できる態勢を確保する(マニュアル策定、収容場所や物資の確保等)。	19年度 (以降順次改善)	国土交通省への来客者や周辺の帰宅困難者(ケガ人等)	災害時に国土交通省への来客者や周辺の帰宅困難者(ケガ人等)に対応するためのマニュアル策定等について検討。	マニュアルを策定し、物資等の確保と訓練を実施。			大臣官房	会計課	
④防災教育の強化	学校教育等の場で、過去の地震・津波の被害を振り返るとともに、今後の防災対策について考える機会を設ける。	19年度 (以降順次改善)	全国各地	学校教育等と連携した防災教育について地方整備局等を含め検討し、出前講座を活性化させるよう、地方整備局等に対し通知(3月)。	全国に順次展開。			港湾局	海岸・防災課	
(3)施設管理の充実と協調										
①広域的な危機管理体制の構築										
1)人員及び資機材に係る広域的な支援体制	災害対策に必要な要員を都道府県域を越えて広域的に派遣するための行動計画を策定するとともに、資機材についても広域的な配備のための計画を策定する。	18年度	地方整備局等	災害対策要員を広域的に派遣するための行動計画として、地方整備局等間応援マニュアルを3月までに順次策定。	-	-	-	河川局	防災課災害対策室	
		22年度	地方整備局等	災害対策用機械の配備計画に基づき、全国で排水ポンプ車23台、照明車20台、災害対策本部車2台を配備。	災害対策用機械の配備計画に基づき、22年度まで(5か年)の配備完了を目指して、広域的な支援体制を構築。			総合政策局	建設施工企画課	別30-1
	主要港湾において、被災地への技術的助言及び現地への調査派遣が円滑に行えるよう、リアルタイムの被災地の画像や科学的データを閲覧できる体制を整備する。	20年度	60主要港湾	国土技術政策総合研究所(横須賀)において被災地画像を閲覧するための体制の調査・設計を行うとともに、60箇所の波浪観測データを公開(5月)。	リアルタイムの被災地画像を選択・閲覧できる体制を構築するとともに、リアルタイムの波浪観測データを拡充。	全国60箇所すべての波浪観測情報をリアルタイムデータで公開。		港湾局	総務課危機管理室 海岸・防災課災害対策室	別30-2
2)資機材貸与に係る被災地負担の軽減	地方公共団体への復旧用機械器具の貸付けについて、「国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令(18年1月)」によりルール及び根拠を統一した。	17年度	地方公共団体	-	-	-	-	総合政策局	建設施工企画課	
	水防訓練時等に機械操作等の講習を実施し、機械操作ができる地域の人材を育成する。	18年度 (以降順次改善)	水防団等	水防訓練時に災害対策機械の操作等の演習を実施するよう地方整備局に依頼(8月～9月)。	水防訓練時に災害対策機械の操作等の演習を実施。			河川局	防災課	
②施設管理を通じた水害リスクの分担調整	堤内地から河川へ排水するポンプについて、河川がはん濫する危険のある水位になった場合の運転ルールを決定する枠組みを確立する。	21年度	国管理の全河川	排水ポンプの運転調整に関する検討会を設置し(12月)、運転調整の進め方について検討。	委員会で排水ポンプの運転調整の進め方について方針を決定。	21年度までに国管理の全河川で運転調整を実施。		河川局 都市地域整備局	治水課 下水道部流域管理官	
(4)避難意思決定に関する研究<追加>	津波警報発令時等に住民が避難する・しない要因(正常性バイアス等)を明らかにし、避難促進施策の具体的な進め方と災害意識の持続プロセスを提案する。	21年度	全国民	-	住民の避難行動・意識に関する調査等を実施。	調査結果を踏まえ、避難促進施策の具体的な進め方と災害意識の持続プロセスを提案。		国土技術政策 総合研究所	河川研究部海岸研究室	

表9

別紙參考資料

[illegible]

洪水等に関する防災情報体系の見直し

洪水等に関する防災情報の課題

河川管理者等から提供される防災情報が、市町村職員や住民等の受け手側の的確な判断や行動に繋がるものになっていない

①水位に関する情報

異なる目的で設定された水位が混在し、序列や危険度レベルがわかりにくい

(水防団)

・水防団の活動のための水位(警戒水位、通知水位)

(住民・市町村)

・中小河川等で避難の判断の目安となる水位(特別警戒水位)

・はん濫の危険を示す水位(危険水位)

(河川管理者)

・河川の施設管理に用いる水位(計画高水位)

②河川の洪水警報等

大河川と中小河川で発表している情報が統一されていない

大河川 : (〇〇川)洪水注意報、(〇〇川)洪水警報

中小河川: 特別警戒水位情報

発表のタイミングが避難等の行動を意識してものでないため、住民にとって避難の準備や避難そのものを行う判断材料になりにくい

気象庁単独の洪水警報等と区別することが難しい

③防災用語

特殊な用語等で、そもそも用語自体が理解できない

危険のレベルや災害の状況等がわからない

一般的に用いられている言葉でも、送り手の意図が伝わらない

文字では理解できるが音声では理解できない

1. 水位情報及び洪水警報等の改善

①大河川、中小河川を問わず発表する防災情報とそれに対応する水位を統一

○大河川と中小河川で、受け手の混乱を招かないよう発表する情報の名称を統一

○大河川においても避難判断水位を設定するなど、防災情報発表に対応して水位を統一

②発表情報と避難行動等との関連を明確化

○①で統一した情報について、市町村や住民がとるべき行動と整合させ、発表情報と避難行動等の関連を明確化

例) 避難判断水位に到達した時点で発表する
「〇〇川はん濫警戒情報」をうけて、市町村は避難勧告等の発令を判断

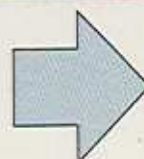
③水位名称を受け手のとるべき行動や危険度レベルがわかるものに改善

○水位名称についても、受け手のとるべき行動や危険度レベルがわかるものに改善

○気象庁単独の洪水警報等との混同を避けるため、語頭に〇〇川を付加するとともに、「洪水」を「はん濫」に変更

意味がわかりにくい図記号の解説

道路管理者が設置する道路標識について、道路利用者に意味が浸透していないものや意味がはっきりしないものを抽出するためにアンケートを実施



標識の意味の説明が必要と判断されるものについて、平成19年3月からHP上で説明している。

こんな道路標識知っていますか？ - Netscape

こんな道路標識知っていますか？

警戒標識や規制標識にはこんなものもありますが、皆さん知っていますか？

標識	意味	設置場所	備考
 ロータリーあり	この先にロータリーがあり視認が困難であるため車両の運転上注意が必要であることを指します。	ロータリーの手前30メートルから120メートルまでの地点における左側の路端。	
 落石のおそれあり	この先に路側より落石のおそれがあるため車両の運転上注意が必要であることを指します。なお、「落ちてくる石(岩)」もしくは「道路に落ちている石(岩)」の一方のみに対して注意が必要であるということではありません。	落石のおそれがあるため道路交通上注意の必要があると認められる地点の手前30メートルから200メートルまでの地点における左側の路端。	
 路面凹凸あり	この先に路面の凹凸があるため車両の運転上注意が必要であることを指します。なお、この標識は早急に修繕を行えない場合に応急的な措置として設置するものです。	路面に凹凸があるため車両の運転上注意の必要があると認められる箇所の手前30メートルから200メートルまでの地点における左側の路端。	※一部、抜粋

予報用語の改正（平成19年4月1日）

1. 経緯

天気予報や気象情報等で用いる用語について一般利用者の目線に立った明確さ、平易さ、聞き取りやすさを求められており、有識者や一般国民の意見を踏まえて見直しを行った。

2. 主な改正点

時間帯に関する用語〔修正〕

- ・ 00時 ～ 03時 : 「午前3時頃まで」を「未明」に
- ・ 06時 ～ 09時 : 「朝のうち」を「朝」に
- ・ 18時 ～ 21時 : 「宵のうち」を「夜のはじめ頃」に

新たに加えた用語

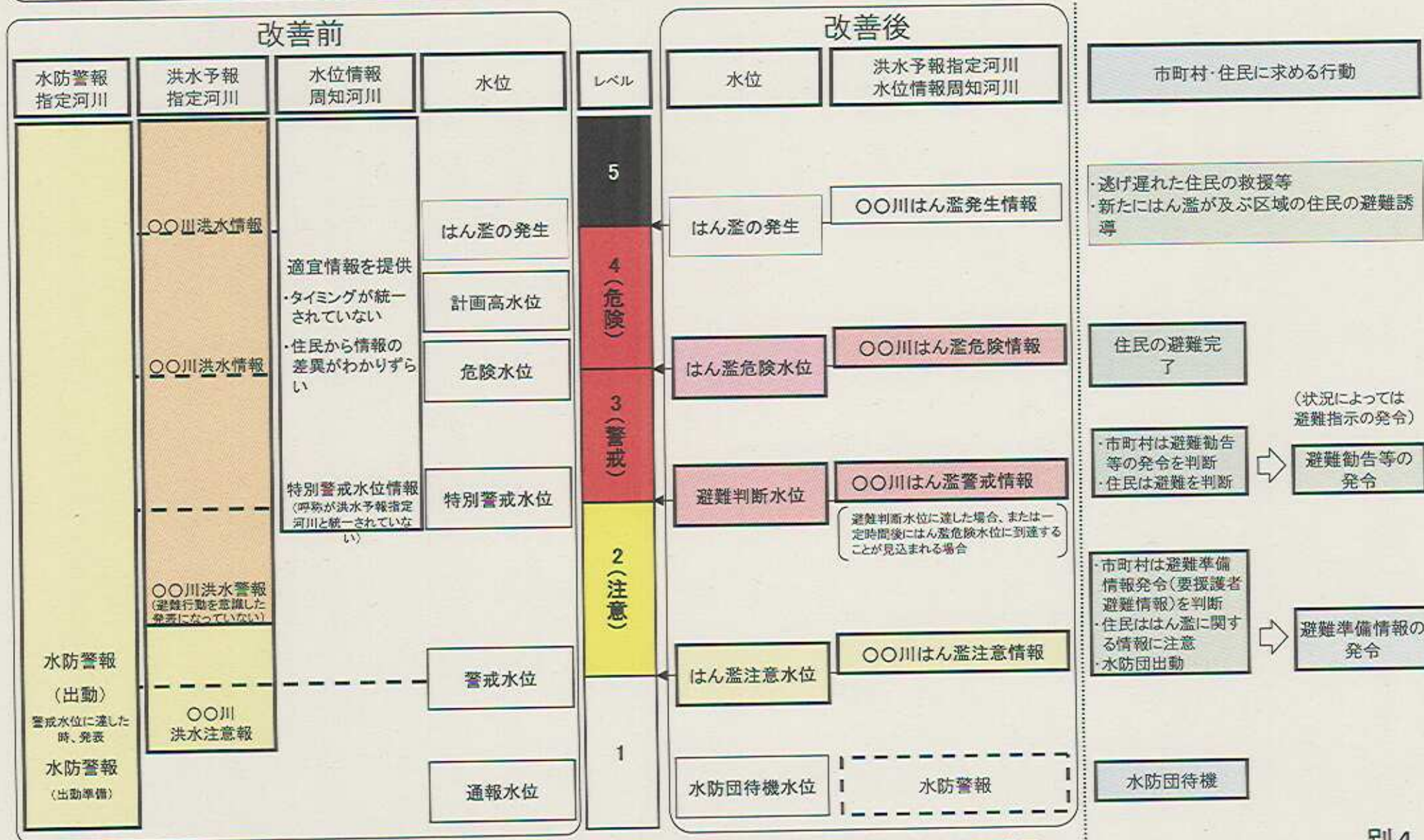
- ・ 「藤田スケール」 : 竜巻等の突風に関する尺度として世界的に利用
- ・ 「熱中症」 : 高温に対して注意・警戒を呼びかける際に使用
- ・ 「猛暑日」 : 日最高気温が35℃以上の日に関して用語を新たに定義

その他〔低気圧の名称〕

- ・ 低気圧により防災上注目すべき気象現象や特徴などが異なることから、低気圧についての特別な呼称は設けない。
- ・ 状況に応じて、「急速に発達する低気圧」「猛烈な風を伴う低気圧」などのように具体的な記述、解説を行う。

今後も更なる改善に向けて継続的に見直しを実施

- ①大河川、中小河川を問わず発表する防災情報とそれに対応する水位を統一
- ②発表情報と避難行動等との関連をレベル区分して明確化
- ③水位名称を受け手のとるべき行動や危険度レベルがわかるものに改善



土砂災害警戒情報の提供の推進

土砂災害警戒情報

長崎県土砂災害警戒情報 第1号

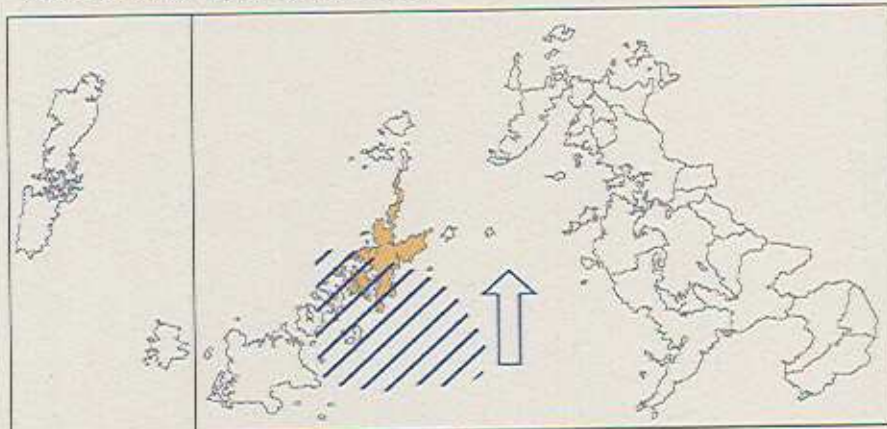
平成18年9月17日 14時52分
長崎県 長崎海洋気象台 共同発表

【警戒対象地域】
新上五島町*

*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

【警戒文】

今後2時間以内に、大雨による土砂災害の危険度が非常に高くなる見込みです。土砂災害危険箇所及びその周辺では嚴重に警戒してください。警戒対象市町村での今後3時間以内の最大1時間雨量は、多いところで60ミリです。



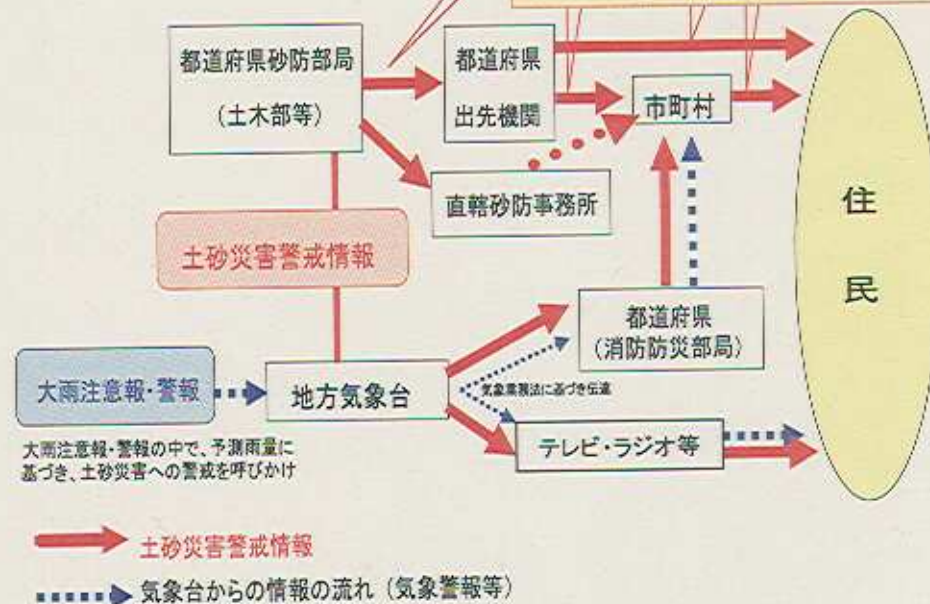
警戒対象地域 強い雨が降る範囲 (1時間30分以上)
雨域移動方向

問い合わせ先
095-820-4788 (長崎県土木部砂防課)
095-811-4861 (長崎海洋気象台)

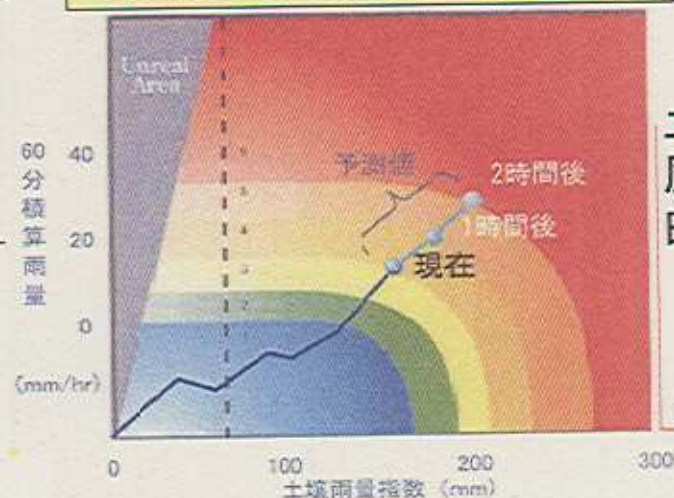
平成19年4月1日現在、14府県で運用中。平成19年度末までに全国で発表開始予定

【土砂災害警戒情報の伝達経路】

切迫性のある情報*もあわせて提供
※土砂災害発生危険性の時間的推移がわかる情報と簡明な説明文を記載したもの



切迫性のある情報の提供



土砂災害発生の危険度が分かるスネーク曲線等の提供

■「見通し」情報の積極的な提供(道路の事前通行規制区間の規制・解除の見通し)

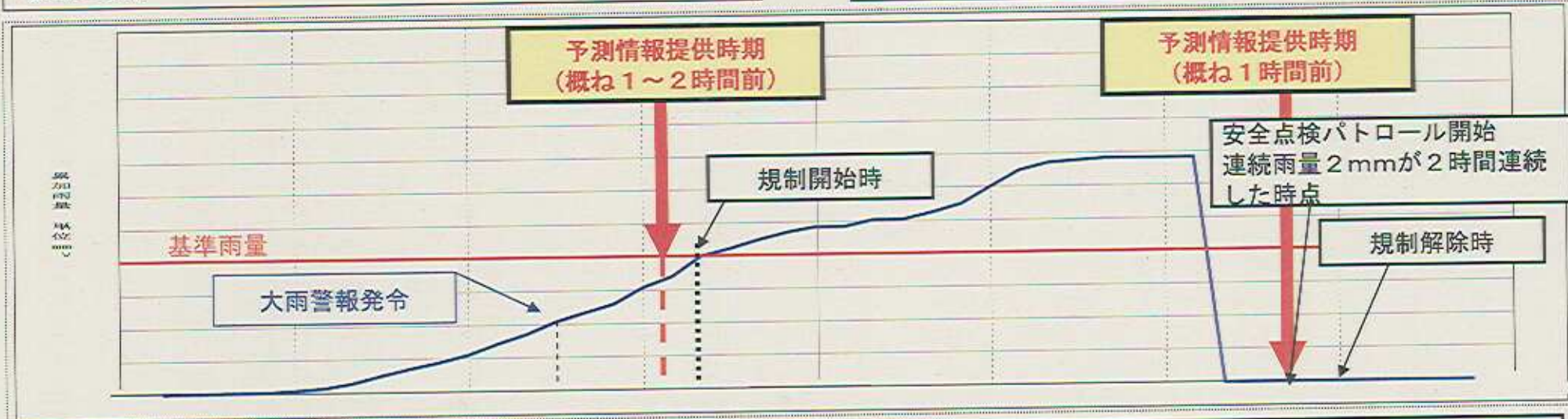
- 事前通行規制区間の開始・解除予測時間を道路利用者に情報提供。
- 全国の国管理の国道で平成18年度より実施。

【現状】

○規制開始・解除直後に、ホームページや道路情報板、ラジオ放送等により、一般に情報提供しているところ。

【改善】

○事前通行規制区間の規制開始・解除の予測時間(見通し)を、道路利用者に対しリアルタイムに情報提供する



規制開始・解除予測時間の情報発信時期(東北地方整備局の場合)

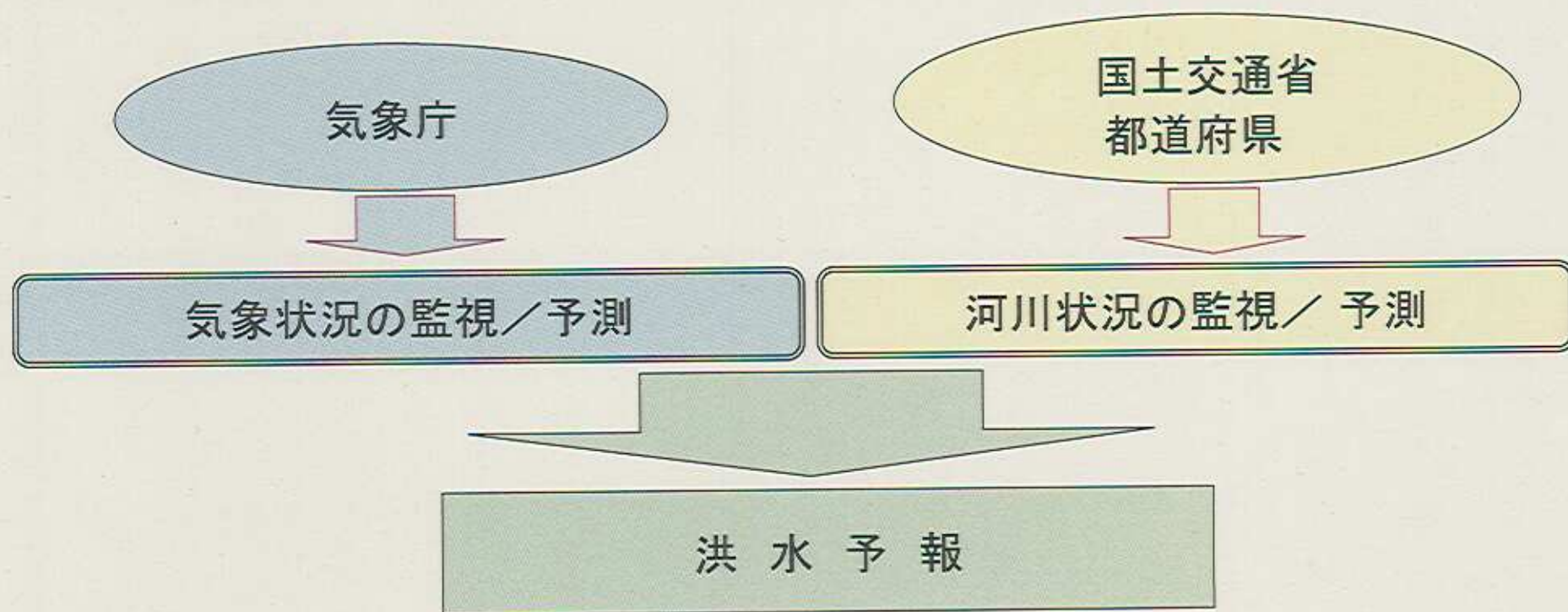
規制開始前…概ね1～2時間前(連続雨量が規制雨量の7～8割を越えた時点)

規制解除前…概ね1時間前(時間雨量2mm以下が2時間連続した時点で、今後の気象予測を基に判断)

【実施事例】東北地方整備局は、平成18年10月7日、一般国道13号(福島県福島市～山形県米沢市)(連続雨量180mmの事前通行規制区間)について、マスメディアやホームページ等を通じ通行規制開始の予測情報を道路利用者に提供。
「当該区間の降り始めからの雨量は、10月7日3時現在で171mmとなっており、このまま雨が降り続けば、概ね10月7日4時頃には通行規制基準雨量180mmに達し通行止めになると予想しています。」

国土交通省および都道府県と共同で実施する洪水予報

国や都道府県が管理する河川のうち、洪水により国民経済上重大な損害を生ずる河川については、国土交通省または都道府県と気象庁が共同で、河川を指定して洪水予報を実施



平成19年3月31現在の洪水予報実施河川数

国管理河川：109水系233河川

都道府県管理河川：39水系68河川

緊急地震速報の段階的な提供



震源の近くで地震波を観測



気象庁

緊急地震速報発表

平成18年8月1日
から先行提供開始

十分な周知・広報を行うなど、利用にあたっての環境を整えてから提供を開始
(平成19年10月予定)



現時点で混乱なく有効に活用できる分野

防災関係機関



迅速な災害対応、住民の安全確保



交通機関、エレベータ等

緊急停止による危険回避



企業・工場

生産設備の被害軽減、作業者の安全確保



テレビ・ラジオでの放送



集客施設における安全確保



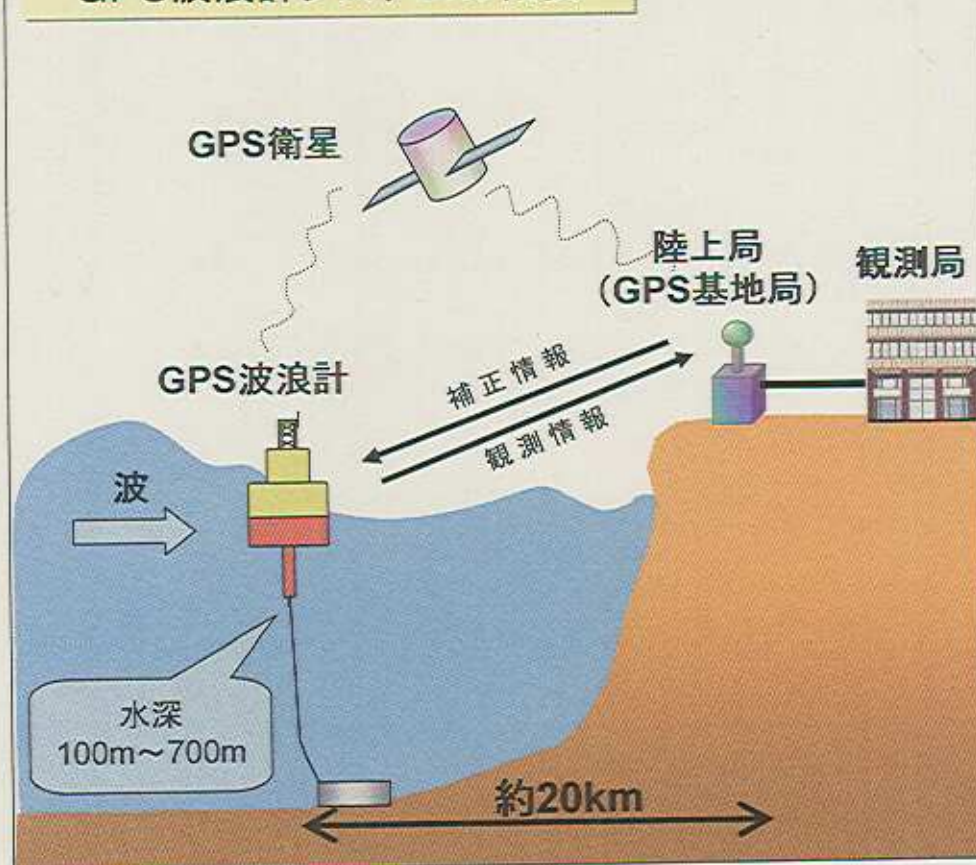
家庭における安全確保

GPS波浪計を活用した沖合波浪観測網について

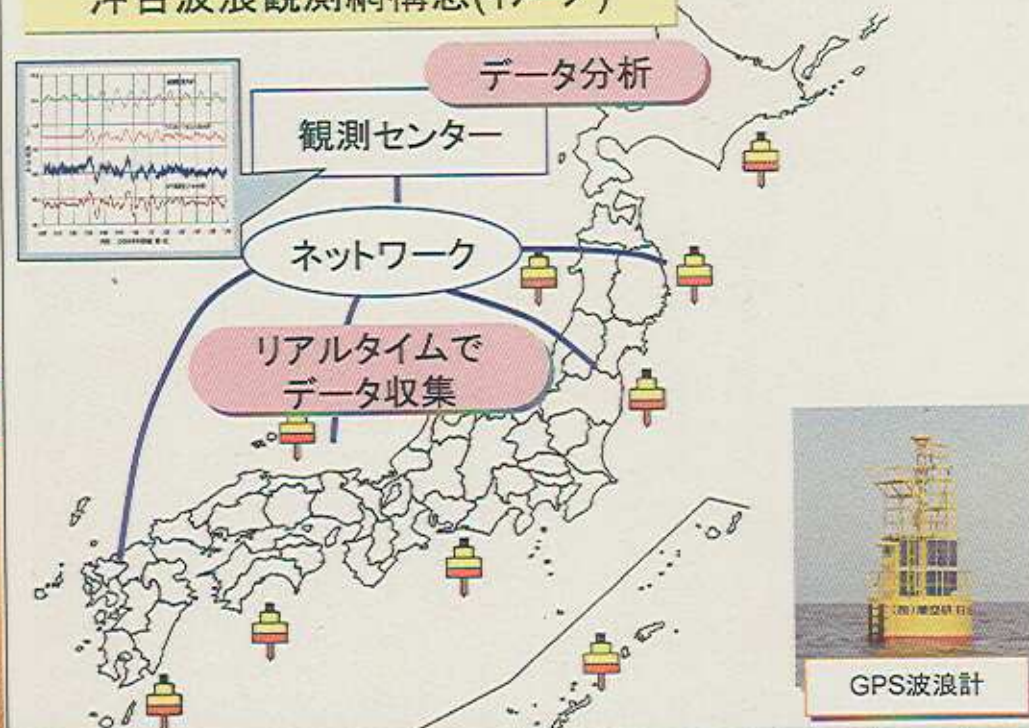
GPS波浪計を用いた沖合波浪情報の収集・分析・提供を実施し、効率的な港湾整備に資する。

地震発生時には、波浪情報のうちの津波情報を港湾への到達の数分から10分程度前に観測して、関係機関等と連携することにより、港湾を含む沿岸域での津波対策における迅速な対応にも活用できる。

GPS波浪計システムの概要



沖合波浪観測網構想(イメージ)



平成18年度より設置を開始し、全国観測網構築を図る。
平成18年度は、5箇所に着手。
平成19年度以降も整備を推進する。

■未確認情報の提供(スピード重視の情報提供)

○大規模災害時には、道路管理者だけでは全ての道路被災状況の迅速な把握は困難。
災害時に道路災害情報掲示板(ブログ)を創設し、国民等からより詳細な被災情報を迅速に収集。

一般国道及び県道の通行禁止情報を国交省ホームページ上に掲載(平成16年10月26日開設)



○道路災害情報掲示板(ブログ)の創設

(平成18年度試験運用開始)

国民から、道路災害情報を携帯電話上の掲示板やインターネット上のブログによって収集

道路管理者が登録

【情報提供画面イメージ】

より詳細な道路被災情報の提供を図る。

災害情報掲示板の登録画面。災害種別、場所、規制道路、コメントなどの入力欄がある。



GIS防災情報ボランティアのための仕組みの確立

GIS防災情報ボランティア

被災により混乱している現地になりかわり、被災地内外で情報交換を行う「GIS防災情報ボランティア」の仕組みの確立に向けて、平成18年度より基礎調査及び実証実験を行っている。

【18年度】

・新潟県長岡市・小千谷市
において実証実験を実施

今後の施策：引き続き基礎調査及び実証実験を重ねるとともに、実証実験の結果を踏まえ、「GIS防災ボランティア」の体制を順次拡充。

取り組みのイメージ

被災地

情報の大量発生
情報の錯綜
被災地は混乱
⇒情報発信は**不可能**

冠水箇所A

今のところ通行止めではないが、増水しており、もうすぐ通れなくなりそうだ。

避難所B

大人用衣類は充分あるが、身長110～130cmの子供用衣類が足りない。

避難所C

食料は足りているが、乳児用ミルクが足りない。

的確な支援

よりきめ細かい情報

提供

被災地外

支援者

被災地にいない人が被災地の様子を把握できる
被災地の状況や援助物資の充足状況を見ながら支援できるため、食料が足りない避難所や衣類ばかりが集まる避難所がなくなる

ボランティア

被災地にいない人が
被災地の情報を
GIS上に入力する

インターネットにより、
現地にいなくても
も入力可能

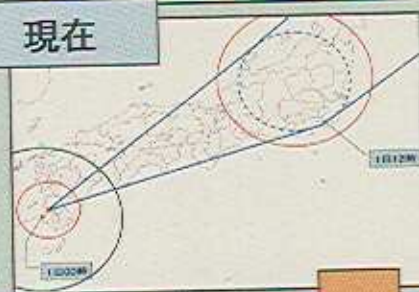


台風予報の改善について

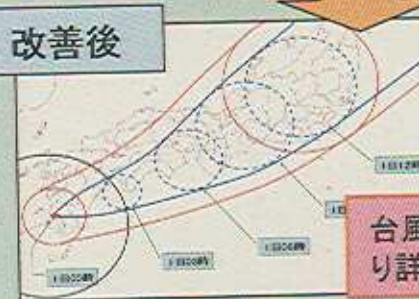
平成19年台風シーズンから改善

- 台風の進路予報を、12時間間隔から3時間間隔と
きめ細かく発表
- 暴風域に入る確率の分布情報の提供
- 最大瞬間風速に関する情報を追加して発表

現在

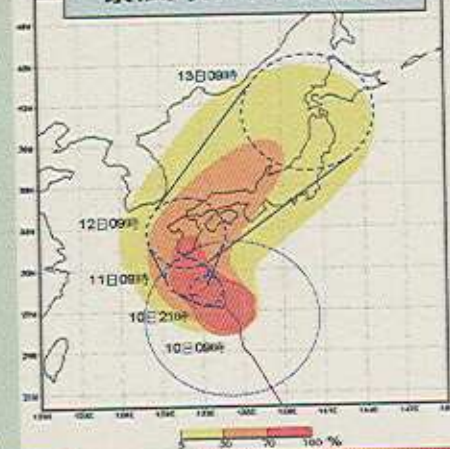


改善後



台風の進路をより
詳細に

暴風域に入る確率



暴風への警戒をより
詳細に

数年程度での実現を目指す課題

- 5日先までの台風予報
- 台風時における雨や風に関する分布情報

台風予報の精度向上

台風進路予報精度



- 平成18年3月にスーパーコンピュータの処理能力を強化
- 台風予報の精度を更に改善



突風等に対する短時間予測情報の提供

現状と課題

毎年、発達した積乱雲に伴う突風・雷・集中豪雨等、極めて短い時間内で局地的に発生する激しい気象現象による瞬発性強風害や雷害が発生



列車脱線事故など
瞬発性強風害



人的被害や停電などを
引き起こす雷害

注意報・警報(注警報)は:

広い領域・幅のある時間帯における現象の大まかな発生可能性しか示されないため、突風等が引き起こす災害への対応には不十分

平成〇〇年〇月〇日 〇〇時〇〇分 ××地方気象台発表

△△地方 雷 注意報

△△地方では、大気の状態が不安定になっているため、
〇日昼過ぎから宵の内にかけて落雷の恐れがあります。
また、突風や雹などの災害にも注意してください。

突風等に対する短時間予測情報を発表し、
防災機関等の対応を支援する必要がある

計画

突風等短時間予測情報の
提供に向けた検討(H19~H20年度)

情報利活用検討会の開催(H19~H20年度)

防災機関や鉄道・電力事業者など
ユーザーも参加する枠組みで検討を実施

<情報内容の検討【H19年度】>

現在の技術・将来可能性を踏まえつつ
新たな情報の内容を調査・検討

- ・新情報に必要な観測データについて
- ・新情報に利用可能な突風等の予測技術について

気象庁の
技術開発
に反映

<利活用体制の検討【H20年度】>

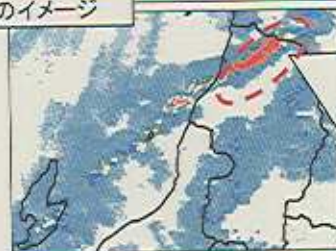
極めて短い時間で発生・消滅する突風等に関する情報の利活用体制について検討

- ・即時的な提供手法について
- ・適切な運行規制等を行うためのユーザー側の体制について

利用者と
連携した
適切な
提供手法
の策定

突風等短時間予測情報の提供開始(H22年度目途)

提供情報のイメージ



突風警戒エリア

突風・雷・集中豪雨等が発生する危険性の高い領域を、
10分刻みで
1時間先まで予測

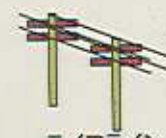
ユーザー側で情報活用



防災関係機関



鉄道事業者



ライフライン

効果

適切な防災活動、鉄道の安全運行、電力施設の安定運用に資する情報提供により安全・安心な社会の実現、円滑な社会・経済活動に貢献

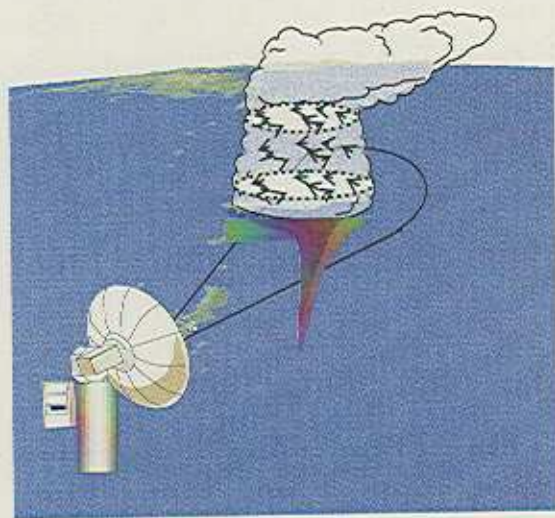
竜巻災害対策のための気象ドップラーレーダーの整備

北海道佐呂間町や宮崎県延岡市の甚大な竜巻災害を受け、竜巻をもたらす局地的な低気圧等を観測できる気象ドップラーレーダーを整備し、竜巻の監視・予測能力を向上

計 画

竜巻をもたらす局地的な低気圧等を観測できる
気象ドップラーレーダーを5ヶ所に整備
(釧路、函館、松江、福岡、種子島)

※平成19年度予算で沖縄、室戸岬に整備



竜巻の監視・予測能力の向上

効 果

竜巻災害の防止・軽減

気象庁における突風に関する気象情報の改善のイメージ

現 在

平成19年度

平成22年度

ドップラーレーダーによる
局地的な低気圧検出の
技術開発



現状の技術で対応

局地的な低気圧
の検出

データの
蓄積・分析

さらに高度な
技術開発

雷注意報

雷が予測されるときに
雷注意報の中で突風への
注意を言及

〇〇県では……………
……………落雷・突風等要注意。

突風に関する気象情報

ドップラーレーダーで局地的な
低気圧を検出できた場合に、
突風のおそれが高まった旨を
随時発表

〇〇県北部では突風の原因と
なる局地的な低気圧を解析。
〇〇県北部では現在通過中の
寒冷前線付近で、突風の恐れ
が高くなっているので警戒。

突風短時間予測情報

突風の発生の可能性を
10分刻みで1時間先まで
予測して発表



突風の
可能性
高い

津波予報の精度向上と津波情報の充実化

(1) 地震発生メカニズムを反映した津波予報の高度化

地震発生メカニズム即時推定システム及び津波データベース作成装置を整備し、地震波形データを基にした地震発生メカニズムを推定し、より精度の高い的確な津波予報を提供する。

計 画

精度の高い津波予報の実現

地震発生メカニズム即時推定システム整備



地震発生後に、地震波形データから実際の発生メカニズムを推定

発生メカニズムを反映した精度の高い津波を予測



推定して得られた発生メカニズムのデータを用いてデータベースを検索

津波データベース作成装置整備 ⇒ データベース充実

◆ 断層のずれる方向・速度等を適切に評価
(例)



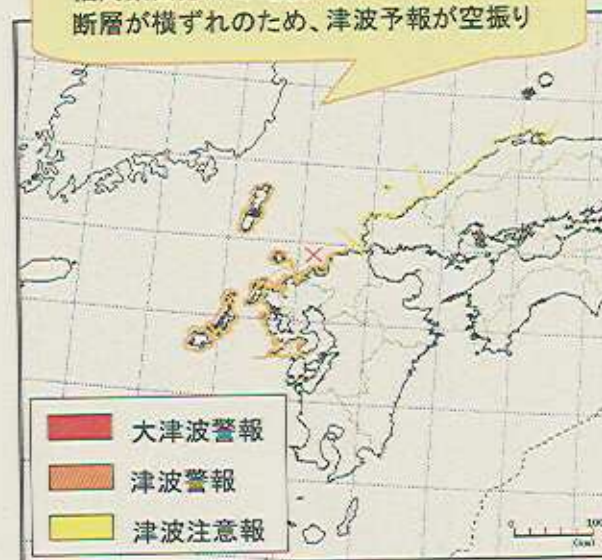
的確な津波予報を
発表

都道府県

報道機関

適切な防災対応
津波予報の
信頼度向上

福岡県西方沖の地震(平成17年3月)では断層が横ずれのため、津波予報が空振り



効 果

精度の高い的確な津波予報の発表

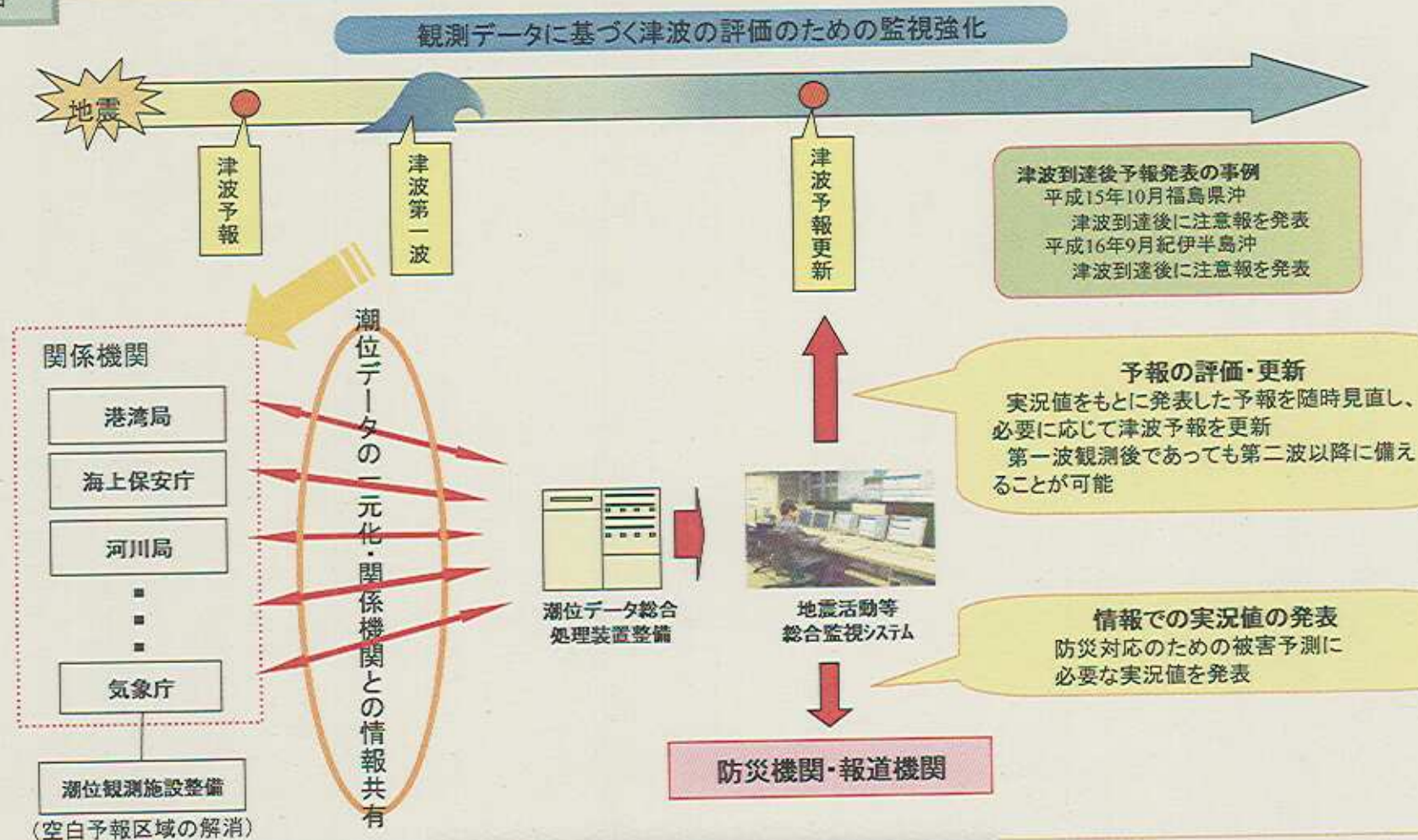


- ⇒ 津波予報に対する信頼度の向上
- ⇒ 防災機関等による防災活動・適切な住民避難等を支援

(2) 潮位データの一元化による津波監視の強化

潮位データ総合処理装置を整備し、潮位観測を行っている関係機関の潮位データを一元的に把握するとともに、それによってもデータが得られない二つの津波予報区に潮位観測施設を設置することにより、全津波予報区において精度の高い津波情報を提供する。

計画



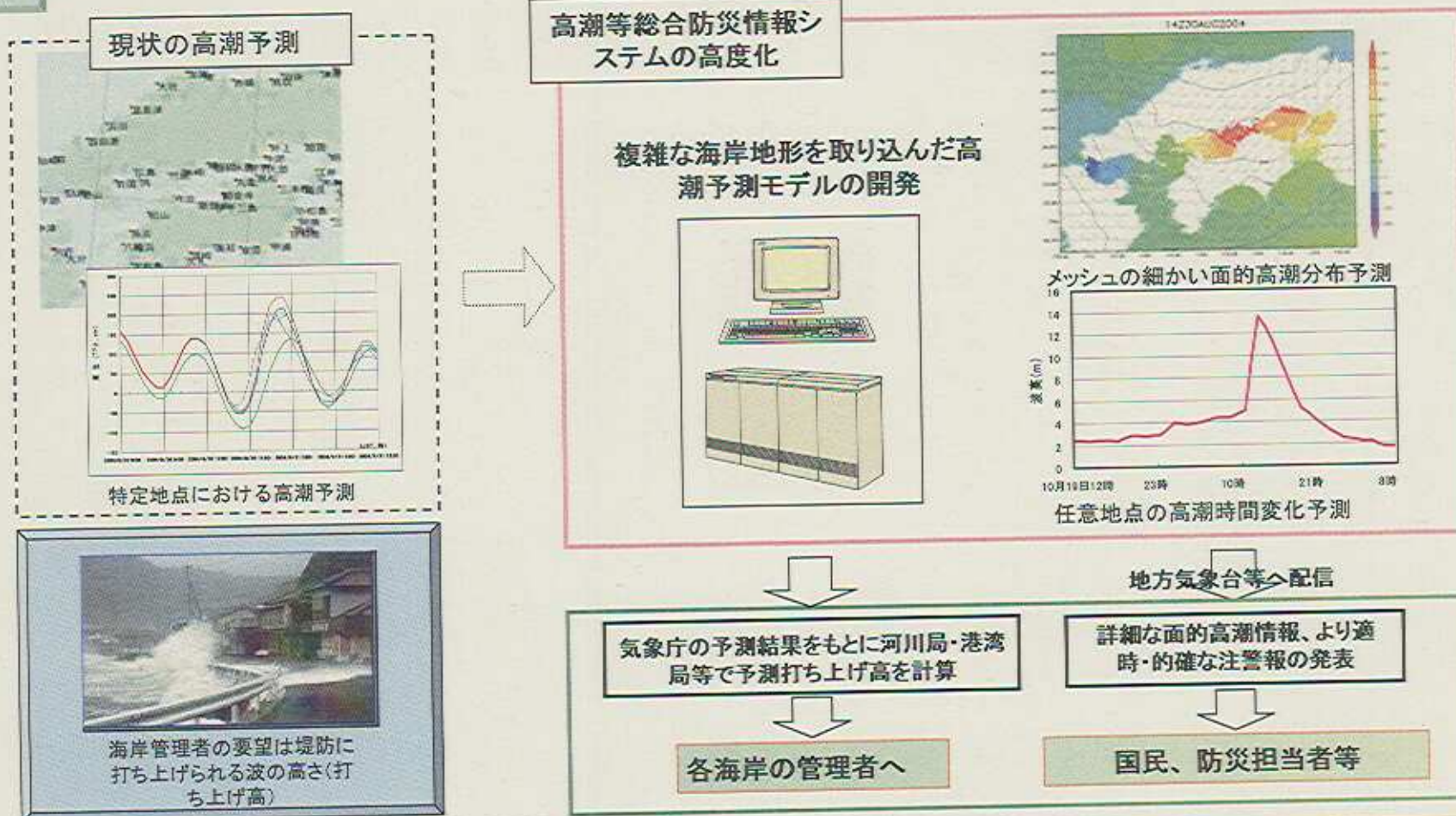
効果

- 観測データを踏まえた津波予報の適切な発表と信頼性の向上
- 観測データの一元的な公表による防災活動の支援

高潮等総合防災情報システムの高度化

高潮等総合防災情報システムの高度化により、複雑な海岸地形を取り込んだ任意地点における詳細な高潮予測情報の提供を実現し、海岸・港湾毎のきめ細かな防災対応や地域住民の適時・的確な避難対応等を支援する。

計画



効果

- 河川局・港湾局と連携した予測情報の提供により、海岸管理者の適切な対応を支援
- 気象台から詳細な面的高潮情報、適時・的確な注警報を提供することにより、地域住民の安全・安心を確保

災害時における公共交通情報システムの整備

- ◇ 大規模災害等発生時に公共交通機関の最新の運行情報等を迅速かつ正確に把握することは災害対策等を適切に行っていく上で不可欠
- ◇ このため、国が公共交通事業者から必要な情報を迅速かつ正確に収集することを可能とするためのシステムを整備
- ◇ 収集した情報については有効活用の観点からHP、テレビ、民間の情報提供ネットワークを活用し国民に提供

現 状

災害発生時の公共交通関係情報の収集はシステム化されていないため、情報収集の迅速性正確性に欠ける。

国民に対する公共交通関係情報の提供は総合性、迅速性、一覧性に限界あり

国土交通省

災害発生時に公共交通機関関係情報を迅速かつ正確に収集するためのシステムの整備

鉄道

航空

旅客船

バス

画面イメージ

公共交通情報サービス

	各公共交通機関の運行（数）情報	サービス内容について	ご利用者アンケート
鉄道	小田急電鉄	小田急線は平常どおり運転しています。	
	京浜東北線	京浜線は平常どおり運転しています。	
	伊豆箱根鉄道	平常通り運行しています。	
	埼玉新都市交通	通常運行	
バス	都営バス	バス路線が障害等で、運行できない場合に通知します。	
	京急バス	障害等で運行支障が生じた場合、ご案内いたします。	
	京王バス	異常時に運行状況をご案内します。	
	神奈川中央交通	運休等が発生した場合このページでご案内します。	
旅客船	東海汽船	通常運転です。	
	東京都市観光汽船	通常運転を行っております。	
	東京湾フェリー	通常通り運転中です。	
航空 (国内線)	ANA	平常通りの運航を予定しております。	
	JAL	平常通りの運航を予定しております。	

報告
連絡

・官邸
・関係省庁

活用

災害対策関係
施策の実施

提供

ホームページ

提供

・民間のコンテンツ
プロバイダ
・マスコミ

提供

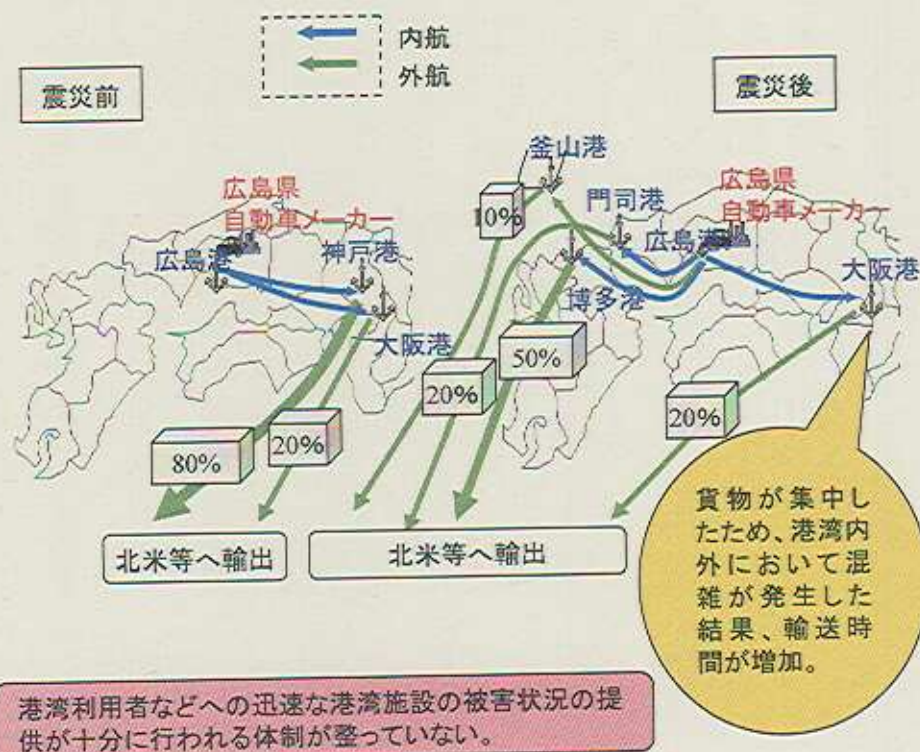
[携帯サイト、ワイドテレビ]

発災時における港湾施設の利用可否情報の提供

～「地震に強い港湾のあり方」H17.3交通政策審議会答申～

現状・課題

○港湾施設が被災した場合に、他の港湾の利用による代替輸送が行われるが、港湾の利用者へ被災情報の伝達が行われていない。



必要な対策

(発災後の対応に関する対策)

- 国が主体となり、港湾施設の被災状況の収集を広域的に行うとともに、既存の情報システムなどを活用し、港湾施設の被災の情報を発信するシステムを構築
- 利用可能な岸壁や耐震強化岸壁の相互利用などの港湾間連携を強化
- 港湾管理者が異なる港湾の連携に関しては、国の調整のもと各港の港湾管理者による検討を進め、その連携体制を強化



河川と下水道の連携による総合的な情報提供について

市民にとって必要な情報

- 集中豪雨時、市民はニュースや市町村等から出される避難情報等により状況を把握し、行動
- 市民にとって重要となる管理情報は次に挙げるデータが考えられる
雨量、河川水位、下水道幹線水位、ポンプ稼働状況、潮位 等
- 上記のデータにもとづき、どのような状態の水位が今後どのようなようになる見通しなのかなど、市民が自主的に状況を理解し行動する上で必要となるわかりやすい情報を提供する必要

市民への情報提供の実態

	直轄河川 (国交省)	補助河川(都 道府県)	下水道 (市町村)
雨量	ほぼ全て	一部組織	一部組織
河川水位	ほぼ全て	一部組織	—
下水道幹線 水位	—	—	一部組織
ポンプ稼働 状況	—	—	一部組織

※公表方法は、ほとんどがHPを活用

現状の課題

- 情報提供の有無については各管理者によってかなりバラツキがあり、市民にとって必要とされる情報が十分に提供されていない
- 情報提供に際しても、各管理者は個別に提供しているため、市民は必要とする情報を入手するためには各管理者から個別に入手しなければならない(不親切、煩雑)
- 各管理者から提供される情報について、市民が自主的な判断をしやすくなるようなわかりやすい情報に加工されていない

今後の検討

- 下水道部と河川局において、情報内容や提供方法について協議
- H19年度にモデル箇所で行った試行を進めつつ、その結果も踏まえて総合的な情報提供に関する基本事項を整理し(通知もしくはマニュアルなど)、地方公共団体に周知

コンビニ等民間施設との連携及び 携帯電話による通行止め情報の提供

コンビニ等民間施設との連携

■【取り組み概要】

○情報提供

- ・コンビニ、ガソリンスタンド等へ、一斉FAXを利用し道路情報や通行規制情報(事前情報を含む)を提供。(476箇所/H18年度末)
- ・道路規制情報 ～ 「通行止めのお知らせ」、「通行止め解除のお知らせ」に加え、「**通行規制の予定**」、「**通行規制解除の予定**」の4段階で情報提供。

○情報収集

- ・コンビニ等地域と協力しながら、「**河川、道路の異常**」、「**店舗周辺の気象状況、道路交通状況**」等を情報収集。

(691箇所/H18年度末)

携帯電話による通行止め情報の提供

■【取り組み概要】

- ・携帯電話サイトを活用し通行規制、気象、画像情報等を提供。
- ・通行止め発生時等にはメール配信による情報提供を実施。

■【情報提供内容】

- ① 通行規制情報 ～ 国道の通行止め情報、工事規制情報、道道の通行止め情報を提供。
 - ② 道路気象情報 ～ 道路気象テレメータ
 - ③ 道路画像情報 ～ 国道の峠部を中心に画像情報を提供
- ※各情報は地域別、路線別等により検索が可能。

【画面の状況】 【道路管理者の動きと提供される情報】



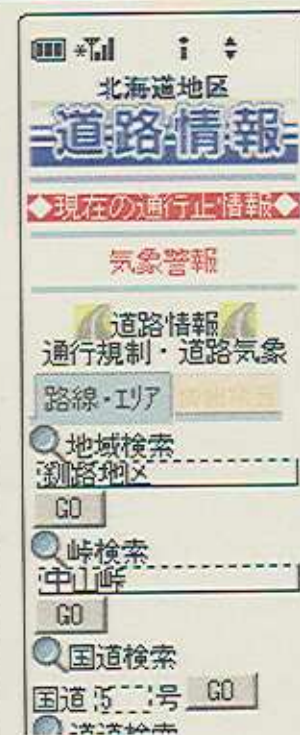
▲通行規制情報提供の流れ



▲コンビニ等からの情報収集イメージ



▲コンビニ店内の情報提供イメージ



▲携帯電話webサイトイメージ



▲携帯webサイトの画像提供イメージ



▲携帯電話メール配信イメージ

事前登録をした利用者へ
通行止めの発表や降雪予
測が設定値以上になった
場合に自動メール配信
(4,160アドレス/H18年度
末)

地下鉄等災害情報基盤整備事業(新規)の概要

新潟県中越地震など大規模地震が頻発

東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の発生の切迫性

中央防災会議等における位置づけ

- ・ターミナル駅等不特定多数の者が利用する都市の施設等の地震発生時における発災時の利用者への情報伝達体制の整備を強化するものとする。
- ・地震時の情報の共有化を図るため、地下空間等における携帯電話・ラジオ等の不感地帯の縮小等を促進する。

新たな手法による情報提供の必要性

首都直下地震発生時には数十万人が地下鉄車内に閉じ込めの恐れ



混雑する
地下鉄車内



車内放送による情報提供を補完

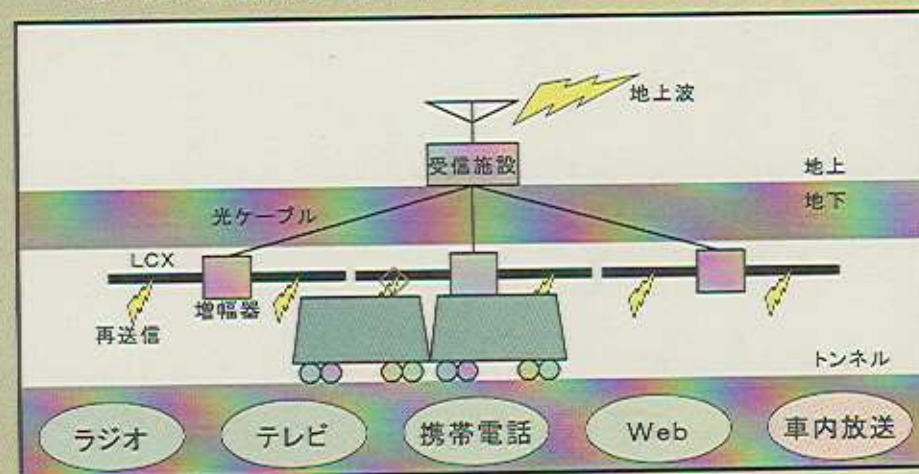
車内の乗客の多様な情報ニーズへの対応が課題

- ・外部とのコンタクト(家族等の安否、本人の情報提供)
- ・列車外の地上等の被災状況
- ・他の鉄道、他の交通機関の運行状況 等

事業の概要

大地震発生時に、車内に閉じこめられた利用者の混乱等による二次災害を防止するため、地下鉄の電波遮蔽空間においても情報受信が可能となるように地上波の再送信設備設置の整備促進を図る。

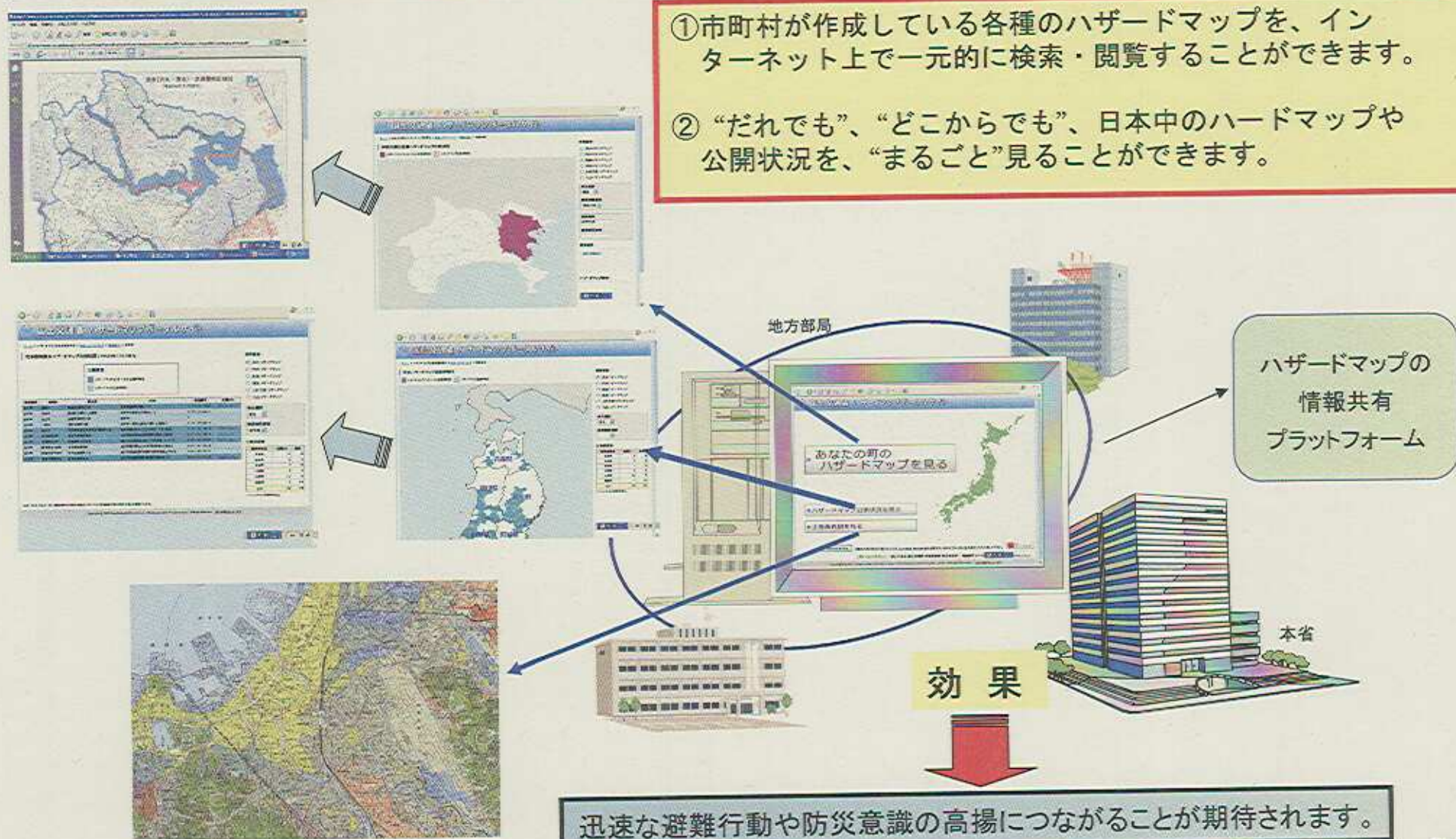
〔参考〕整備後のイメージ



ハザードマップの総合化への取り組み

全国の各種ハザードマップを一元的に検索・閲覧可能なポータルサイトを設置

- ①市町村が作成している各種のハザードマップを、インターネット上で一元的に検索・閲覧することができます。
- ②“だれでも”、“どこからでも”、日本中のハードマップや公開状況を、“まるごと”見ることができます。



国土交通省防災情報提供センターが提供する情報一覧

アクセス方法 : <http://www.bosaijoho.go.jp/>

【国土交通省】 → 【災害情報】 → 【防災情報提供センター】

提供情報名	情報の概要	提供情報名	情報の概要
リアルタイム雨量	国土交通省の保有する雨量データを統合して提供	道路情報	
リアルタイム雨量(広域版)		道路防災だより	道路に関する防災情報及び災害情報など
リアルタイムレーダー	国土交通省の保有するレーダー情報を重ね合わせて提供	道路情報提供	道路情報提供システム
		事前通行規制情報	事前通行規制区間の位置情報
観測情報(データと主な災害の情報)	国土交通省の各部署が保有する観測データや主な災害時の情報を提供	地域の降雨情報	
国土交通省災害対応		東京都降雨情報	東京都に設置された雨量データから得られる降雨情報
災害情報のとりまとめ	国土交通省(気象庁・海上保安庁はのぞく)の災害情報のとりまとめを提供	大阪市降雨情報	大阪府に設置された雨量データから得られる降雨情報
河川災害	国土交通省(気象庁・海上保安庁はのぞく)の災害情報のうち、河川災害関係のとりまとめを提供	神戸市降雨情報	神戸市に設置された雨量データから得られる降雨情報
土砂災害	国土交通省(気象庁・海上保安庁はのぞく)の災害情報のうち、土砂災害関係のとりまとめを提供	地震・津波情報	地震・津波に関する各種情報、観測・解析資料
道路災害	国土交通省(気象庁・海上保安庁はのぞく)の災害情報のうち、道路災害関係のとりまとめを提供	河川・道路等の地震計ネットワーク情報	国土交通省が全国約700ヶ所に設置している地震計で計測震度4以上が観測された場合に、地震計の観測情報(最大加速度、S値)を提供
北海道における災害	国土交通省(気象庁・海上保安庁はのぞく)の災害情報のうち、北海道関係の災害のとりまとめを提供	沿岸海域の海底活断層情報	海上保安庁が行った、我が国沿岸域の活断層調査の結果明らかとなった、各海域の断層の状況、地質構造図などの情報を提供
河川情報		陸域の地殻変動情報	全国の地殻変動情報 1. 水平変動、2. 上下変動、3. 距離変化グラフ
川の防災情報	レーダー雨量、テレメータ雨量、テレメータ水位、ダム情報等を提供	海域の地殻変動調査	海上保安庁が行う、海底地殻変動観測の概要、観測に使用される海底基準局の設置場所などの情報を提供
水文水質データベース	雨量や河川水位、水質等、水文と水質に関する観測データを提供	火山情報	火山情報・遠望カメラ映像。全国の火山活動に関する観測・解析資料。
浸水想定区域図	河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域及び水深を公表	港湾・海洋情報	
あなたの町のパザードマップ	全国の各種ハザードマップ(洪水、内水、高潮、津波、土砂災害、火山)情報を提供	全国港湾波浪情報	全国約50ヶ所の港湾の波浪観測所において、波浪情報(波高、波向、周期等)の収集・解析した速報値の提供
気象情報		潮位・海水・波浪(沿岸・外洋)の予測・観測情報	気象庁がリアルタイムで発表・提供している波浪・潮位・海水の観測・予測に関する各種情報
警報・台風などの気象情報	気象庁がリアルタイムで発表・提供している観測・予測に関する各種情報	潮汐・潮流リアルタイム情報	海上保安庁が全国29ヶ所に設置した検潮所で観測される潮汐のリアルタイム情報、我が国沿岸における潮流の推算データなどの情報を提供
過去の気象データ(電子閲覧室)	気象台やアメダスの気象観測資料(過去データ)		
災害をもたらした気象事例	過去に大きな災害が発生したときの気象情報の解説		
治水情報	取水制限/給水制限/水源の状況		

防災情報提供センター : 国土交通省防災情報提供センターは、国土交通省が保有する防災情報を集約して、インターネットを通じて国民の皆様によりわかりやすく提供することを目的に、平成15年6月12日に開設した国土交通省が運営するウェブサイトの名称。

※国土交通省防災情報提供センターHPより

国土交通省BCP(業務継続計画)の概要

BCP(Business Continuity Plan)・・・自然災害など、予期せぬ事態が発生したときでも、業務を継続できるようにするための計画

1-24別

■ 背景

中央防災会議

首都直下地震対策大綱 (H17.9)
首都中枢機関は、発災時の機能継続性を確保するため、事業継続計画を策定する

首都直下地震応急対策活動要領 (H18.4)
国土交通省の主な活動は、緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動など

中央省庁業務継続ガイドライン(内閣府)

国土交通省の取り組み

国土交通省安全・安心のためのソフト対策推進大綱 (H18.6)
先進的に挑戦する取組の一つとして「事業継続計画への取組」を打ち出す

国土交通省防災業務計画 (H18.8)

発災時に国土交通省の所管する事務に係る機能が停止もしくは低下した場合においても、防災対策業務及び業務停止が社会経済活動に重大な影響を及ぼす重要業務を継続するための取り組みを推進する

国土交通省業務継続計画

- ・防災業務計画を補完
- ・首都直下地震等を想定

■ 想定被害と業務継続への影響

首都直下地震(東京湾北部地震(M7.3)：中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」)を想定



■ 計画の策定

- ・業務が停止した場合の影響を評価し、継続すべき優先業務を抽出
- ・勤務時間外に発災し、徒歩による参集を想定して、参集可能な人員数を把握
- ・これらの条件の下で、課室単位で優先業務の遂行状況を検証

別24-2

継続すべき優先業務の抽出

- 当該業務が停止又は回復されない場合に
 - ◆ 国民生活・社会経済活動に与えると想定される影響を5段階(影響は軽微～影響が極めて大きい)で評価
 - ◆ 発災からの経過時間毎に、どの程度のレベルの影響が想定されるかを評価
- 継続すべき業務は、1ヶ月以内にレベルⅢ(影響度は中度、国民生活の不便等の社会的影響が発生)以上の影響が生じる業務を抽出 ➡ 結果次ページ

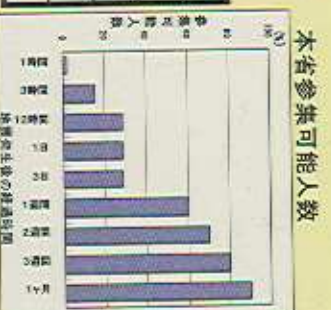
参集可能な人員数の把握

- 職員の居住地データ等をもとに参集可能人数を課室単位で算出
- ＜職員参集可能人数の考え方＞

- ◆ 発災後3日間は、本省から20km圏内の居住者が徒歩で参集
- ◆ 本人・家族の被災、周辺の救出・救助活動に従事

参集可能人数の想定

発災後	参集可能人数
1時間目	4km圏内職員の約6割
3時間目	12km圏内職員の約6割
1日～3日目	20km圏内職員の約6割
30日目	全職員の9割



課室単位で職員の確保が困難な場合は局単位で調整

■ 業務継続のための執務体制

- 参集要員の指定(各部局各課室であらかじめ指定。少なくとも年2回見直しを実施)
- 安否確認(携帯メールを活用した安否確認)

＜首都直下地震発災時の職員の主な行動＞

	参集要員(継続すべき優先業務従事職員)	参集要員でない職員
勤務時間外	・自動参集し、業務に従事 ・参集できない場合は速やかに所属長に連絡 ・参集時は可能な限り食料・飲料水を持参、安全に留意	・安否情報を報告 ・自宅等で待機し、状況把握に努め、上司の指示を待つ ・この間、自宅周辺で地域貢献に取り組む(救出・救助活動等)
勤務時間内	・家族安否を確認し、業務に従事	・帰宅手段が明らかになるまで庁舎内で待機(最低でも1日～2日の可能性) ・この間、継続すべき優先業務の支援、救出・救助活動に従事

継続すべき優先業務

首都直下地震応急対策業務

…首都直下地震発生時に国土交通省が果たすべき
災害応急対策業務

別24-3

復旧 目標 時間	開始すべき行動	国土交通省の活動		
		共通	交通確保・輸送活動	その他
1時間	●災害情報公表	・参集 他省庁・地方局連絡体制確立 ・情報収集		・被災建築物応急危険度判定士の調整
3時間	●省対処方針公表(大臣 会見)	・緊急災对本部設置 ・第1回本部会議 (情報集約と対処方針)	・緊急輸送(部隊移動、医療搬送)の調整	・官庁施設の緊急点検
12時間	●基幹的広域防災拠点の 一部運用開始(政府) ・有明の丘/東扇島	・緊急復旧・啓開のための調整 ・専門家や調査団の派遣調整 ・広域応援・支援の調整	・緊急輸送(物資、食料)の 調整	・空き家情報提供のための 調整
1日間	●最低限の緊急輸送基盤 (道路、空港、港湾)確保		・広域支援部隊の進出のため の緊急輸送ルートの一部 供用 ・空港一部供用(へりのみ) ・港湾(一部耐震強化岸壁) 供用	・被災住宅等緊急補修の電 話相談窓口設置の調整 ・車検証の有効期間の伸長 に係る連絡・調整
3日間	●主な緊急復旧完了・供 用 ・緊急輸送道路/岸壁/ 空港/河川 ●危険度判定の広域応援 ・建築物/宅地 ●災害復興住宅の融資	・緊急対策のための予算調整	・幹線道路、防災拠点への 緊急輸送道路の一部供用 ・空港一部供用	・被災宅地危険度判定の全 国調整 ・災害復興住宅融資のため の調整 ・直轄河川の緊急復旧完了 (洪水対応) ・宿泊施設への浴場提供等 依頼
1週間	●応急救容活動の実施		・港湾(耐震強化岸壁)全面 供用	・応急仮設住宅建設支援 ・官庁施設緊急対策支援
2週間	●住宅再建・修繕支援			・住宅修繕支援隊派遣調整

一般継続重要業務

…国民の生命・安全の維持、国民の権利や財産の
保全等のために継続することが必要な業務

復旧目 標時間	業務のカテゴリ	代表的な国土交通省の業務
1時間	○即時に対応しなければ、直ちに国民の生命等に被害がおそれ ある運行(航)管理、施設管理等業務	・航空路、空港及び航空保安施設の管理、運用 ・航空機の運航に関する許可、命令等
2時間	○首都圏以外の災害・事故等対応業務(警戒体制レベルの連絡 調整ができる体制を確保)	・首都圏以外の交通機関、建築物、油汚染等の事故対応 ・首都圏以外での自然災害対応 ・河川情報の提供
1日間	○システムの停止が許可業務等の処理にあたって全国的に影 響を及ぼすようなシステム運用業務	・自動車登録検査業務電子情報処理システムの運用 (バックアップ)
1週間 以内	○国民個人への資格の付与等、長期間業務が停滞すると、国民 の権利・義務に直接相当程度の影響が生じる許可業務 ※メルクマール・標準処理期間1ヶ月未満かつ月間平均処理件数1 件以上	・水先人の免許更新等 ・航空機の耐空証明
1ヶ月	○事業許可等、一定期間業務が停滞しても社会的影響が比較 的小さい許可業務 ※メルクマール・標準処理期間1ヶ月以上または月平均処理件数 が1件未満	・旅行業の登録 ・倉庫業の登録
	○政策の企画・立案等に関する業務	

■ 執務環境の確保

優先業務を継続するために必要となる以下のような基本的な執務環境の確保策をとりまとめ

1. 庁舎・設備

(1) 執務室の安全

- ・各部局(各課室)のロジ業務※の担当は、各々の執務室の入居の可否を判断
- ・什器転倒等防止対策状況の確認

(2) 備蓄

- ・帰宅困難問題に対応するため、来訪者も含めた飲食物、簡易トイレ対応

(3) 電力等の諸機能

- ・停電時には非常用電源に自動的に切り替え
- ・排水、空調、エレベーターの機能確保

2. 情報・通信

- ・職員が作成したデータは多目的サーバにおいてバックアップ
- ・専用無線通信網と光ファイバ網を組み合わせた統合通信網による通信確保

3. 広報

- ・ホームページのサーバは2号館と3号館の両方に設置

4. 帰宅困難者等への対応

- ・来訪者及び庁舎外の帰宅困難者に対する行動マニュアルの作成

5. 負傷者の救護

- ・付近に居合わせた人が対応することを含め迅速に行動

ロジ業務※: 室内の片付け、機器のチェック及び不具合の対応、飲食物等の調達、休憩スペースの確保、傷病者の応急手当、来訪者・帰宅困難者の対応等、本来業務を遂行するための後方支援業務

■ 今後の予定(課題)

1. 教育・訓練と計画の見直し

業務継続の重要性を職員一人一人に定着させるため、日常からの訓練、教育を実施し、PDCAサイクルによるスパイラルアップに努め、業務継続力の向上を図る。

2. 執務環境のさらなる改善

予算措置等が伴う次のような事項については今後計画的に実施

- ・専用無線通信網の通信用鉄塔の耐震対策
- ・インターネット回線が途切れた場合に備えた出先機関HP等の活用 等

3. 関連機関への普及

- ・地方支分部局等のBCP作成
- ・業務継続に必要な民間企業等に対して保守契約の見直し

4. 内閣府の中央省庁ガイドラインを踏まえた関係省庁間の調整

港湾におけるBCP策定に向けた取り組み

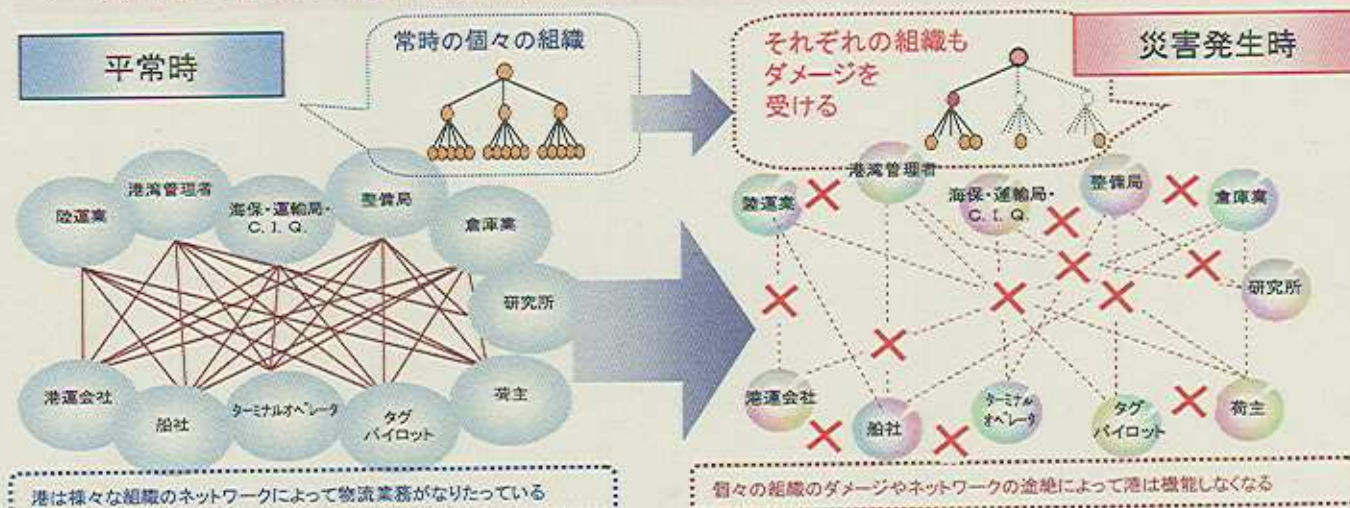
◇川崎港東扇島基幹的広域防災拠点については、平成19年度中の整備完了に向けて平成19年6月までにBCP(素案)を策定。

◇東京湾の主要港湾について、各関係者と連携して、協議会等を設置してBCP策定に向けた検討を実施

BCP:事業継続計画(Business Continuity Plan)

多数の関係者が一体化

災害発生時における港湾としての機能継続は、社会資本としての港湾(航路、岸壁等)の機能だけでなく、船舶の運航を行う海運事業者や荷揚げ・荷捌き業務を行う港湾運送事業者の機能、税関・出入国管理・検疫(CIQ)の機能、さらには港湾に接続する主要道路の通行機能などチームワークが整ってはじめて継続を確保することが可能。



BCPの策定手順

- ① 想定リスク、時系列的なシナリオ、BCPを策定する組織の明確化
- ② 災害発生時に必要な業務の絞り込み(事前に組織内の合意形成が必須)
- ③ 経営資源のチェック
- ④ 利害関係者の見極め・調整(特に船社等のユーザーのBCPとの調整)
- ⑤ 事前計画の策定(「どんな情報をいつまでに」との視点が重要)
- ⑥ 緊急時計画の策定(発災時、指揮者による事前計画の変更と実行)
- ⑦ 訓練計画の策定、訓練の実施(小規模な災害時へのプログラムの適用を含む)
- ⑧ 継続的な改善(以後、PDCAサイクルを実施)

基幹的広域防災拠点の整備

有明の丘に設置される政府現地対策本部と連携し、首都圏一円の緊急物資輸送のコントロール機能を担う基幹的広域防災拠点(川崎港東扇島)を平成19年度に整備完了。



BCP策定の効果

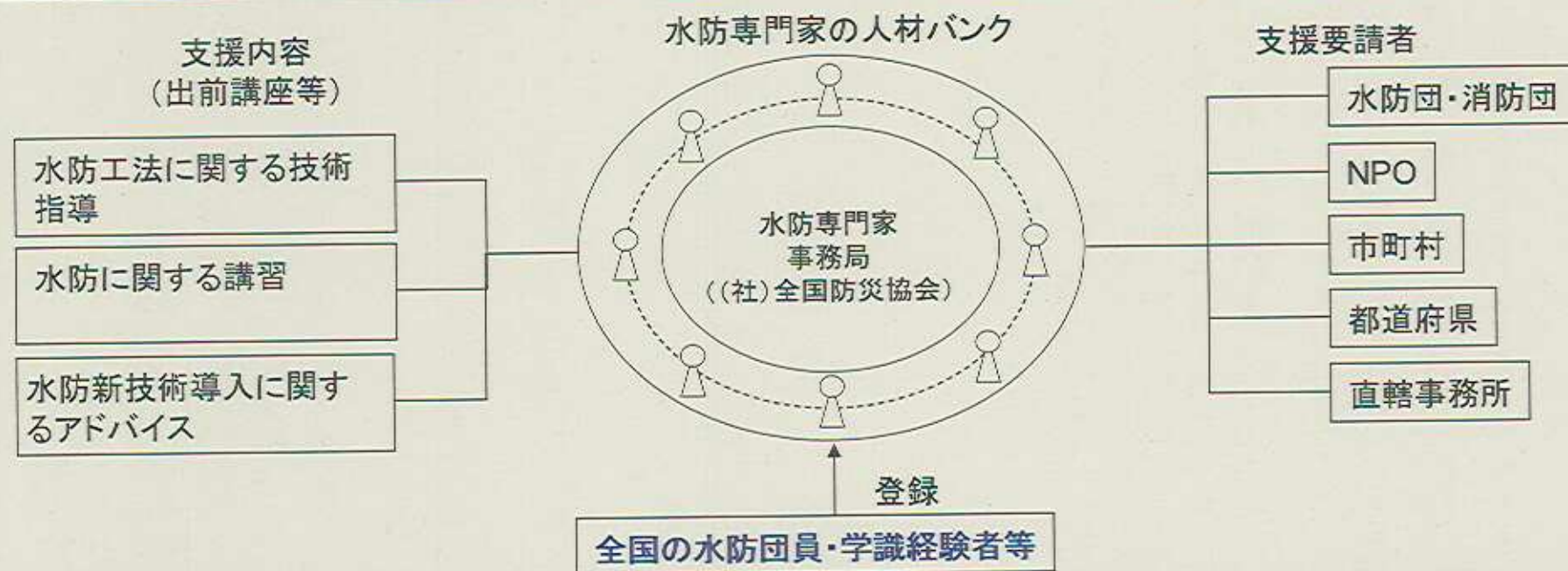
物流機能の維持による経済活動の早期回復

海上からの緊急物資輸送等の確保による被災者支援

水防活動の技術向上 ～ 水防専門家派遣制度

目的

水防専門家を人材登録し、水防管理団体等の要請に応じて、水防訓練・講習会に派遣し、出前講座を行うことにより、水防団等の知識・技能の向上を支援する。



■水防専門家とは・・・

伝統的な水防工法を継承している人や水防工法等について水防団等に対して指導を行っている方（水防団・消防団のOB、行政OB等）

■水防専門家の活動とは・・・

出前講座の実施（水防工法に関する技術指導、水防に関する講習、水防新技術導入に関するアドバイス等）

まるごとまちごとハザードマップの全国展開

洪水等に関する図記号を作成し、街中の電柱等に想定浸水深等を表示する洪水標識を設置するとともに、図記号のJIS化を図る。

まるごとまちごとハザードマップの全国展開

電柱や公共施設等に、想定浸水深や洪水時避難所情報等を表示



円山川(兵庫県豊岡市)における洪水標識設置例



スケジュール

- 平成18年3月
 - ・荒川(東京都北区)をモデル地域として標識設置。
- 平成18年7月
 - ・「まるごとまちごとハザードマップの推進」を報道発表。
 - ・都道府県知事・地整局長へ河川局長から通知
- 平成19年1月
 - ・日本工業規格の改正により、新たに案内用図記号として定められた(JIS Z 8210:2007)
- 今後～平成21年度
 - ・代表的な河川を各地整にて選出し、平成21年度までに全ての国管理河川の流域で実施予定。



洪水標識の表示例



防災教育の強化

背景

被災経験のある住民が少なくなり、地域で過去に生じた大水害や土砂災害の情報等洪水や土砂流出に関する危険度情報を知らないことが多くなっている。

地域の特性を踏まえ住民一人一人に適応するハザードマップである「マイハザードマップ」作成を通して防災に関する知識を学べる教材及びカリキュラムを開発し、防災教育を推進。



住民自らが避難路、避難地、危険地域等を確認



校区等毎に地域の特性を踏まえた「マイハザードマップ」作成

防災学習マニュアル(案)



スケジュール

○平成17年度

マイハザードマップ作りを取り入れた学習方法を示した「防災学習マニュアル(素案)」を作成。

○平成18～19年度

- ・モデル小学校で実施し、防災学習マニュアル(素案)の課題を抽出。
- ・課題点等を整理し、素案を活用した防災教育が全国的に実施されるための普及方策を検討。
- ・「防災学習マニュアル(案)」の作成及び同マニュアル案を活用した防災教育メニューを検討。

防災体験の継承～大規模津波防災総合訓練の実施(H18. 7. 30)

- 国土交通省主催による、大規模津波防災総合訓練
(昨年の御坊市(日高港)に次いで2回目の実践型訓練)
- 参加機関：54機関(四国地整、海上保安庁、自衛隊、徳島県、小松島市等)
- 参加人数：メイン会場(小松島市(徳島小松島港))に約3,000人が参加。
三重、和歌山、徳島、高知の各県で19,000人が避難訓練を実施



津波警報発令中の訓練



津波警報解除後の訓練



海上漂流者 救助訓練



災害対策用機械広域支援体制の整備

平成16年7月梅雨前線降雨に伴う災害対策機械出動状況

H16.7.13新潟県中之島町刈谷田川



前線による降雨

排水ポンプ車20台、
照明車21台

新潟・福島豪雨

福井豪雨

近畿地方
整備局

排水ポンプ車9台
照明車 3台

中部地方
整備局

排水ポンプ車2台

排水ポンプ車 3台

関東地方
整備局

排水ポンプ車 8台
照明車 4台

北陸地方
整備局

排水ポンプ車33台照明
車20台

排水ポンプ車5台、照
明車2台

東北地方
整備局



H16.7.18 福井豪雨災害 福井市 狐川



H16.7.19 新潟福島豪雨災害 長岡市 猿橋川

排水ポンプ車の機能

5台の強力な水中ポンプで排水!!!



なんと
2分30秒で
カラッパに

1台30m³/分×5台
=150m³/分
1分間に150m³を排水!

災害現場での運用



平成18年7月豪雨に伴う災害対策機械出動状況

島根県松江市出水状況



島根県松江市大瀬川

九州地方整備局

排水ポンプ車2台

四国地方整備局

排水ポンプ車1台
照明車1台



H18.7.20 7月豪雨 松江市大瀬川



H16の甚大な災害を契機に、H17に災害対策用機械の配備計画(H18~H22:5ヶ年)を策定

港湾情報ネットワーク

近年、頻発する災害に迅速かつ適確に対処するため、港湾における防災(災害)情報、波浪情報、画像情報等を速やかに把握、伝達するためのネットワークを構築・強化

